

平成26年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成26年9月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

19番 大貫千尋 君

出席説明者

市長 山口伸樹 君

副市長	久須美 忍 君
市長公室長	橋本 正 男 君
総務部長	塩 畑 正 志 君
市民生活部長	山 田 千 宏 君
福祉部長	櫻 井 史 晃 君
保健衛生部長	安 見 和 行 君
産業経済部長	山 中 賢 一 君
都市建設部長	竹 川 洋 一 君
上下水道部長	藤 枝 泰 文 君
市立病院事務局長	打 越 勝 利 君
教育次長	園 部 孝 男 君
消防長	橋 本 泰 享 君
会計管理者	中 庭 要 一 君
笠間支所長	飯 村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕 市 君
秘書課長	友 水 邦 彦 君
秘書課長補佐	堀 江 正 勝 君
総務課長	野 口 文 男 君
危機管理室長	西 山 浩 太 君
総務課長補佐	橋 本 祐 一 君
学務課長	大 月 弘 之 君
指導室長	金 沢 彰 君
教育企画室長	渡 部 明 君
学務課長補佐	堀 越 信 一 君
学務課長補佐	小 栗 進 君
市民活動課長	内 桶 克 之 君
市民活動課長補佐	中 庭 聡 君
資産経営課長	笹ノ間 宏 君
資産経営課長補佐	磯 野 浩 宣 君
健康増進課長	下 条 かをる 君
健康増進課長補佐	飯 田 由 一 君
会計課長補佐	柴 沼 勝 彦 君
会計課主査	島 田 茂 君
管理課長	鯉 渕 賢 治 君
管理課長補佐	小 松 哲 治 君

環境保全課長	友部邦男君
環境保全課長補佐	滝田憲二君
スポーツ振興課長	松田輝雄君
スポーツ振興課長補佐	金木雄治君
税務課長	岡野正則君
納税等特別対策室長	奥谷勝君
税務課長補佐	古谷茂則君
保険年金課長	青柳京子君
保険年金課長補佐	田村一浩君
生涯学習課長	米川健一君
生涯学習課長補佐	沼野剛君
文化振興室長	綱川廣道君
建設課長	市村勝巳君
建設課長補佐	横手誠君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一

---

#### 議事日程第3号

平成26年9月16日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時03分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

本日の欠席議員は19番大貫千尋君であります。出席議員は23名となります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員は、お手元に配付した資料のとおりです。

---

### 議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番横倉きん君、18番町田征久君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式の中から選択制といたします。質問は質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入るようお願いいたします。

また、発言時間は一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問いたします」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めるよう求めます。

2番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○2番（畑岡洋二君） 2番政研会の畑岡でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、笠間市の情報収集及び発信について、一つ、発信方法と発信内容に

ついて、2、防災、災害情報の収集及び発信について、3、観光情報の収集及び発信について、4、地域情報の収集と発信についてという4項目を質問させていただきます。

では初めに、笠間市の情報発信の現状を発信方法と発信内容の点から、その特徴を確認させていただきたいと思います。

方法としまして、広報かさま、広報かさまお知らせ版のように、印刷物による情報発信の現状について、まず伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 畑岡議員のご質問にお答えいたします。

現在、市では、市政情報等を発信する方法として、紙媒体による広報かさまやお知らせ版と、インターネットを利用したホームページやかさめーる、フェイスブックなどにより情報発信を行っております。

その中で、広報かさまはお知らせ版を含めて市民への周知を図る最も重要な情報媒体であると考えております。毎月各世帯に配布しており、市の施策、制度の詳細なお知らせを中心に、イベントや市民活動の紹介、身近な話題を掲載しております。また、行政区に加入されていない方など、一人でも多くの市民に情報を提供するために、市内のスーパー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど、67カ所に笠間市情報コーナーを設置していただき、配布を行っているところです。

一方、お知らせ版は行政の情報や各種募集記事を掲載し、回覧として配布しております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。今答弁にありましたように、広報かさまは最も重要な発信源ということの位置づけというふうに伺いました。

ただ、最近自治会に入らないような方もふえていたり、そういう時間帯になかなか受け取れないということで、その対策としてスーパー等に置かれているということで伺いました。

では2番目に、今度は紙ベースではなくて、防災行政無線及び先ほども出ましたけれども、かさめーるなどのどちらかという、一方向的に伝わる情報の現状について伺いたいと思います。

よく防災行政無線などは聞くんですけども、なかなか聞き取りにくいと。そういう問題もありますけれども、この辺に一方向性の問題等があるとは思いますが、その辺の現状について、まず伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 防災行政無線、かさめーるなどの一方向的な情報発信の現状についてということでございます。

防災行政無線は、地震、台風などの非常事態に関する情報や災害時などの緊急の呼びか

けや情報を伝える手段として運用しております。

また、かさめーるは携帯電話やタブレット端末などから入手できる行政情報や災害情報、観光情報など、七つのカテゴリの中から利用者が選択した情報をニーズに応じてタイマーに発信しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。先ほど、一方向的なということで私質問いたしましたけれども、この辺に聞き取りにくかったりとか、メールとしていただいたけれども、その辺もう一度確認したいとか、そういうときの確認方法などがありましたらご答弁願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 確認方法でございますが、防災無線などで聞き取れなかった場合には、笠間市に電話とメール等で情報が寄せられ、それに対して防災無線については総務課などで対応しているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。次の3番目としまして、どちらかというところ最近使われるようになりました、インターネットベースに使われるようになりましたフェイスブック、ツイッターなどの双方向性を売りとしている伝達手段が目立つようになってきましたけれども、この辺に関しまして笠間市の現状について伺えたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 双方向の情報発信の現状でございますが、笠間市公式フェイスブックは、笠間市の出来事や魅力など身近な話題から観光情報まで、さまざまな情報をお伝えするとともに、多くの人たちと双方向のコミュニケーションを図り、情報交流の場として利用いただいているところです。ツイッターについては、図書館3館でそれぞれ情報提供を目的として運用をしております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。フェイスブック、ツイッター等、この辺現状の評価というか、その辺最近のものでありますから、ここ数年の始めたという効果等のご説明があったらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 効果ということでお答えさせていただきたいと思います。

現在、情報としてフェイスブックなどを利用しております。その中で、効果としてはかなりの方がフェイスブックなどをごらんになっていただいております、情動的には有効な手段として現在とらえており、今後もますます強化を図っていきたいと考えております。電子メールやフェイスブック、ツイッター、YouTubeなどは、利用者の多くが若い年代

層と考えます。迅速に情報が伝わるという利便性を持ち、スマートフォンなどから手軽に情報を入手できる情報発信手段として今後も運用していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。インターネットを使った情報の伝達手段というのは、私50代ですけれども、私たちのころはまだまだあれでしたけれども、今の小学生、中学生は学校でもやるような時代になりましたし、次世代のためには、それだけということではございませんけれども、少しずつ次世代のために強化を図っていただけたらなと思います。

そこなんですけれども、ちょうど1年前の議会に、こういうインターネットを使ったところの情報セキュリティポリシーなど、その辺のことをもう少し明確に規定するべきではないかという石松議員からのご質問があって、そのときにはまだ途中であったというような答弁がなされているようなんですけれども、その辺の現状をこの大きな項目の最後に伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） ソーシャルメディアのガイドラインというものはどうなっているのかという質問だと思いますが、笠間市職員において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有効性を十分に活用できるように職員がソーシャルメディアを利用する際に、基本的な考え方や留意点を明らかにする笠間市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを制定し、ことしの2月に全職員に周知し、対応をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。では、次の大きな質問に移りたいと思います。防災、災害情報の収集及び発信についてということでございます。

ことしに限らず、いろいろな災害があります。そのときにどうやって情報を集めて、それをどうやって市民に伝えるんだらうと。昔は小さな町ときにはもう少しいろいろな伝達手段があったと思いますけれども、今は行政も大きくなり、行政の職員も減らされる。いろいろな問題の中でどうするんだということで、この防災、災害についての質問をさせていただきたいと思います。

防災、災害情報の収集及び発信についてといいましても漠然としますので、6月25日に笠間市内においてかなりの雨が降ったようでございます。このときの災害対応について、まず、どのように情報を収集したのかということから、ケーススタディーということでご説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 2番畑岡議員のご質問にお答えいたします。

6月25日の局所的集中豪雨では、気象庁から14時48分に大雨注意報が発表されました。

その後、小康状態であった雨は市役所本所の雨量計のデータで、16時過ぎから40分までの約30分間程度で51ミリの雨量を記録しまして、17時現在の1時間当たりの雨量は59ミリを記録いたしました。この雨は16時47分に気象庁から大雨警報が発表される前に降ったものでございまして、市が対策を講ずる前に急激な浸水被害や道路の冠水等が発生いたしました。

災害情報の収集等につきましては、気象警報発表後に警戒態勢の中で市内の冠水危険箇所や土砂災害危険箇所等の緊急パトロールを実施し、災害情報の収集に当たったところがございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） このときの雨量計は主に笠間市役所庁舎に使われているということになりますけれども、笠間も広いんですね。ですからこの市役所周辺だけの情報収集に収まったのか、それとも笠間全体、広さで言うと約二百四、五十平方キロ、これ全部を見ることは不可能ですけれども、このとき今の数字だけではなく、結果としてパトロール等をしてどのような情報が得られたかということをもう少し広くご説明いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） まず、雨量の情報でございますけれども、先ほどは笠間市役所の情報を申し上げましたけれども、笠間市の、旧笠間の方ですけれども、1時間に32ミリ、岩間地区では37ミリというような情報になっております。これも先ほど言いましたけれども、警報が発令された後でございますので、市民の方から電話等がございまして、それで現地の方に行きまして現場を確認したということでございます。

被害の情報といたしましては、床上浸水が1件、これは友部地区でございます。それと床下浸水、これが13件ありました。友部地区が11カ所、笠間地区が2カ所、道路の冠水が11件ございまして、友部地区が3件、笠間地区が3件、車両の浸水、これが友部地区に2件、それと大きなものではございませんけれども、土砂崩れ等が3件ございまして、友部地区が2件、笠間地区が1件とこのようになっております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。このような数字は時間がたって、半日、1日たったところでだんだんまとまってくるころだと思いますけれども、雨が降ってすぐのときに情報がかなり集まった。では次に市民に知らせて、例えば道路が冠水した所には車で来ないようにとか、ここは冠水しているから通行規制をすとか、そういうものがどうやったら多くの市民というか、通るであろうと予想される情報をどうやったら伝えたいのかと、私も難しそうだと思いますので、現状どうなっているのかということをお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。



○総務部長（塩畑正志君） 台風とか低気圧の接近、そういう時間前に情報が得られる場合のものにつきましては、ホームページとか、かさめーる等で注意喚起を行っているところでございますけれども、今回の被害の場合は短時間における急激な気象の変化による豪雨であったということですので、ホームページ及びかさめーるによる市民への大雨に対する注意喚起を行いましたけれども、事前の警戒の周知の方には至りませんでした。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。私の質問の順序からいきまして、次にいこうと思いますけれども、情報の収集があつて、情報の伝達があつて、いろいろな防災、減災ということになりますけれども、この辺の経験で、経験があるたびに何か改善点が見つかるかと思うのですけれども、次はこういうことができたらいいなという改善点等がありましたら、ご報告いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 市の方では、このたびの災害を受けまして、異常気象による局所的な集中豪雨に対する警戒態勢を強化するために、気象警報発表時における警戒体制の中で、雨量情報、河川の水位情報などをもとに、市民への広報による注意喚起を速やかに行うこととしました。

また、支所機能を明確化することにより、事前に発災現場に人員を配置するとともに、土砂災害や冠水危険箇所の点検など、監視体制を十分充実強化し、災害による被害を最小限とするための対策に当たることとしております。

さらに、警報発表前の段階において、気象庁等のレーダーによる解析雨量や降雨予測等により豪雨発生前に速やかに防災行政無線を活用し、情報を発信していくことにより自然災害への備えを行い、市民が安心して暮らせる地域社会としていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。改善点等を伺いましたけれども、ここで少し別な情報ということなんですけれども、水害サミットというものがあるらしいんですね。ここで出た検討課題についてご披露したいと思って、この水害サミットという言葉を出させていただきましたけれども、これは平成16年、約10年前に新潟福島地方で豪雨があつて、それをきっかけに三条市の市長さんが声をかけて水害サミット等を始めようということになったようですね。

そこで議論されたところで、昨年なんですけれども、職員数の現象と防災体制の構築という観点で議論されております。私、先ほどもちょっと申しましたけれども、町村合併により行政区域が大きくなる、またその中で職員数はできれば減らしてほしいといういろいろな要請があると。となると当然一人で見られるエリアは広がる。また、合併によって、

こんなことを言うとあれですけども、私もそうですけれども、生まれ育った地域でない所になるとだんだん不案内になると。旧笠間の人間が岩間、友部の方はなかなか不案内、また逆もしかりという、そういう中で、今のように対策をどうしていくんだということ、そういう中で人の目をどうやって多く使うんだということ、これは首相官邸においても、防災、減災におけるSNS、先ほど出ましたフェイスブック、ツイッター等の最近のインターネット機器関連ですけども、そういう民間情報の活用に関する検討会というのが首相官邸でも検討されていると。

同じように、茨城県地域防災計画の中でSNSの利用について触れていると。こういうご時世なので、少しずつ使えるようにしたらいいだろうと。また、当然ですけども、笠間市域防災計画の中にもSNSによる効果的な広報活動に触れております。

ということで、この辺の改善の一つの手段として、大変ですけども、SNS、フェイスブック等のものを使えたらどうなんだろうということで、この辺の可能性について伺いたいと思います。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 現在、市では、例えば局地的に降ひょうがあった場合などは、平日、夜間、休日などに発生した場合には、地元の職員がメールで報告して災害の初動体制の迅速化を図るといような手法はとっております。ただ、SNS等を活用して収集することになりますけれども、それにつきましては、ただいま議員がおっしゃられましたように、双方向性、汎用性から有効である点がございます。

しかし、6月25日の集中豪雨のような極めて短時間での道路冠水や浸水については、時間的な制約、情報の信ぴょう性への観点から、さまざまな課題が考えられると思っております。また、どのような災害にこのSNSが有効なのか、例えば災害の発生前なのか、発生中なのか、救護時、復旧時などの時点での活用が有効か、これを整理する必要があると考えておりますので、新たな情報収集の手法としての活用はさらなる検討が必要であるとと考えております。

○議長（小園江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） なかなか難しい手法なので、今の時点では検討という余り積極的でない答弁になろうかと思っておりますけれども、やはり間違いなく有効な手段であろうと思っております。特に、写真等をインターネット上に送れる、例えば冠水している状態を言葉で伝えるのは難しい、でも、写真にするとポンとできる。20年前、30年前にはなかなか写真をインターネットになんていう考えはなかったですけども、そういう形で可能性は非常にあると思っておりますので、積極的に検討していただければと思いますので、よろしく願います。では、防災、災害につきましては、ここということで終わらせていただきます。

続きまして、観光情報の収集及び発信についてということで質問させていただきます。

この辺も観光情報の収集、発信というのもやはりいろいろな通信媒体の変化とともにかかわってきていると思いますけれども、それによって手法が多岐にわたって、これはどれで発信するんだ、どうするんだというのはだんだんあいまいというか、人手が少なくなる中で大変かと思えますけれども、まずその辺で、今使われている新聞、ポスター、かさめーるのような電子メール、フェイスブック、ツイッター、動画のY o u T u b eですね、この辺、いろいろと使われていると思いますけれども、現時点で観光情報等発信方法として今どのように使われているかという位置づけを、きっちりと線引きはできないでしょうけれども、おおよその位置づけをご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 観光情報の収集及び発信についての位置づけだと思うんですが、観光情報としての新聞、ポスター、電子メール、フェイスブック、ツイッター、Y o u T u b eなど、それぞれの位置づけについてでございますが、観光情報は対象者や年齢層など多岐にわたっております。それぞれの情報において対象者を考慮しながら情報発信をしているところでございます。

紙媒体である新聞やポスターは年代を問わず、比較的によく多くの人の目に触れる機会が多く、特に新聞記事として掲載された場合、市のPRにつながることから、情報発信の効果的・効率的な媒体と位置づけ、積極的に情報提供を行っているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） いろいろやると混乱しますので、電子メール、フェイスブック、ツイッターのいろいろなチャンネルがあると思いますけれども、この辺の位置づけ、今紙ベースだけだったような気がしますので、電子メール、フェイスブック、ツイッター、フェイスブックも現在笠間ファン倶楽部とか、そういう形でいろいろと分かれていると思いますけれども、その辺を含めて媒体の位置づけ、もう一度ご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 現在、笠間市では、電子メール、フェイスブック、それからY o u T u b eなど利用しております。利用者の多くが若い年代層と考えられます。迅速に情報が伝わるという利便性を持ち、スマートフォンなどから手軽に情報を入手できる情報発信手段として笠間市としては運用しているところでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。では、使われている媒体、それらの評価についてなんですけれども、例えば平成25年度または26年度現在までの新聞等への掲載件数等、ポスターなどなど、電子メールの発信、フェイスブックの発信回数とか、そういう意味での評価がありましたらご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 情報の提供でございますが、平成25年度の情報提供数と新聞掲載件数について、ご説明させていただきます。

平成25年度の情報提供数及び新聞掲載数でございますが、情報提供につきましては、14のイベント等につきまして延べ約120社へ情報提供し、掲載につきましては約60件の掲載となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 120件提供して60件載せていただいている、半分で、これが多い数字なのか、少ないのかわかりませんが、このように新聞等に載せていただくと。ただ、最近の新聞等はだんだんと若い人たちがあまり見なくなるという状況もあると。そういう中で、電子媒体、インターネット等々がある中で、笠間市もフェイスブック等を使って情報発信をするようになったかと私も理解しておりますけれども、この辺のインターネット関連の評価、やってみてまだまだ頑張りが足りないと思うのか、思った以上に反応がいいのか、その辺の現状評価がありましたらご報告願います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 評価でございますが、平成25年度の観光情報のかさめーる配信といたしまして14回、笠間ファン倶楽部フェイスブックへの投稿は35回行っております。それから笠間チャンネルへのアクセス件数でございますが、3,760件でございます。そういう中で、観光情報、イベント情報として毎回必要に応じ配信しており、一通りの評価というものができると思っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） 9月、秋になって笠間市も特にイベントの秋を迎えようとしているわけですが、特に10月の最初の週ですね、「新栗まつり」が始まり、次の週に笠間浪漫が始まり、次の週に大きなもので菊まつりが始まり等々、毎週のように観光イベント等があるわけですが、まさしくこの辺の情報をどのように伝えるか。新聞、紙ベースですと、始まる時にポンと載って終わってしまうと。そこでフェイスブック、かさめーる、笠間ファン倶楽部等の電子媒体による報告というか案内等がうまくできると思うんですけど、そういう意味では、今の数字がもう少し私からすると頑張ってもらいたいというような気がしますけれども、そういうところで観光情報に関して最後の質問になりますけれども、今後の情報収集及び発信力の強化というところで、要するに、今はこうであるけれども、その先どういうふうにするんだというところを、私も頑張ってもらいたいと思いますので、今後の方向性等がありましたらここでご説明いただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 今後の強化ということでございます。今後の情報収集力・

発信力の強化についてでございますが、これまでの収集方法に加え、観光協会などの関係団体と連携を強化し、収集力を高め、発信に当たっては、ポスターやチラシなど紙媒体やインターネットを通じたフェイスブック、ＹｏｕＴｕｂｅなど、複数の媒体を活用した情報発信が必要だと考えております。今後は観光関係団体との連携を強化し、観光客が必要とする情報をタイムリーに提供し、観光客の満足度を高めてまいります。

なお、具体的な手法として、笠間市の地域資源や観光情報を観光客などに即時に伝えることができる携帯端末アプリ、まちなかガイドシステム「かさまナビふるふる」の活用を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○２番（畑岡洋二君） 答弁の中で、いろいろな関係団体との連携を強めてこれからも観光情報の収集を強化し、また発信するという言葉をいただきましたので、今後ともこの辺をきっちりとやっていただいて、さらに即時性、今インターネット等ありましたけれども、今こんなことをやっている、例えば大きなイベントですと、朝、昼、晩とその中でもいろいろなイベントがあると、そういう形で即時性のある情報発信がうまく使えたらさらにいいのかなと思うところもありますので、その辺は運営団体、実行委員会との連携を深めてやっていただけたらなと思います。というところで、観光情報は笠間の大きな柱になりますので、この辺うまくやってもらえたらなと思ひまして、観光情報に関する質問はここで終わりたいと思います。

次に、地域情報の収集と発信ということで、地域情報って何なんだろうと思われる方も多いかと思います。地域情報というと、先ほどの防災、災害情報も地域情報、観光情報も地域情報、すべて地域情報ということはありませんけれども、私がここでわざわざ地域情報の収集と発信というものを取り上げたものは、私も議員ですから、あちらこちら、隅々ともとはいきませんが、それこそ議員をやっていないければ行ったことのないような所にも行くこともあります。そうすると、私も知らないいろいろな地域、自然、環境に根ざしたものがあるわけです。こういうものはやはりその地域に生活をしている方がいるからそういういろいろな活動、文化等々あるわけですね。そういうものにどうにか光を当てることはできないかと。行政もお金には限度がありますから、なかなか人の少ない中山間地辺にお金という形でなかなかやることはできない。でも、その地域でやられている活動に対して光を当てることはそれほどお金がかからないのではないかなということもありまして、できればそういう地域に光を当てるという意味で、地域情報の収集ということにもう少し積極的になっていただけたらなと思うんですね。特に行政、市長も含めてそうなんですけれども、非常にいろいろな情報が集まってくると思うんですね。集まってくるだけではなくて、その辺をうまくということで地域情報の収集と発信ということの質問をさせてもらうわけですが、そこで地域情報の収集と発信の現状についてのご説明をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 地域情報の収集と発信の現状についてでございますが、地域の郷土芸能や伝統文化などで大きな催事等については把握しておりますが、集落などで行われる小さな催事等については、現状では把握し切れないと認識しております。今後、情報収集の方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） そうですよ、行政域が広がり、先ほどからも言っているように、職員も仕事として職員のエリアは大変になってくると。そういうところで、今回の質問によく出てくるあれですけども、紙媒体で伝えようとするとなかなかきつい。そういうところでインターネット等の情報発信も含めて使えたらということになります。

そこで行政の方をお願いしたいというのが情報発信の受け皿というものの検討をしていただけたらと思うわけですね。この辺、次の現状から発信力の強化という次の質問に入ってしまうわけなんですけれども、担当者の数をどうやってふやすかということの一つに、一般市民の情報発信をうまく取り込めないだろうか、または行政職員約700名、いろいろな地区に住まわれている方がいると。これをお願いすると、それは仕事か、いやどうなのかという話がありますけれども、まちづくりという意味では公私に関係なく、一市民も含めて頑張っていたきたいという発想でこういうことを申し上げるんですけども、一般市民及びいろいろな人に地域特派員のような形で発信すると。そういうときはよく出てくるどこの人かよくわからないということではなくて、ある意味特派員として委任をすると、そういう形のやり取りがあってもいいのかなと思っております。

そこで情報発信の受け皿及び地域特派員のような仕組み等に関して、今後検討する余地がある、さらにはそういうことがあってもいいのかなという、関してご回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 市民や市職員を活用して情報の収集、そういうものを強化したらどうなのかという質問でございます。

市民や職員はそれぞれが住む地域の情報を把握していると考えられるため、それぞれが情報源となり、より多くの地域情報収集が可能であると考えます。そのことから、市では市職員24名にフェイスブック管理者として選任し、運用を図っているところでございます。

市民を活用した場合には、情報内容によっては、先ほど総務部長からもありましたように、重要な取り扱いが求められることから、市が発信した情報としてとらえるため、ルールの徹底、チェックの体制、一定の基準に沿って運用することが重要であると考えております。このことから、市職員のさらなるフェイスブック管理者、こういうものを強化してまいりたいと考えております。

それから、以前にも市民モニター制度というものを検討しました。そういう中で途中で

断念した経緯がございます。そういう中で、市民からの情報というものは大変重要だととらえております。そういうことで、今後の課題とさせていただきます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。今答弁の中で出ました市民モニター制度、そのときにどううまくいかなかったのかちょっとわかりませんが、モニターというと、大体紙ベースでちょっと書いて出してくださいというと、なかなか書きそびれると。筆不精という形で書きそびれる等々あると思いますけれども、だんだんそれが世の中変わってきて、ちょっと前ですと携帯電話による写メールという写真でできると。言葉がなくても、写真1枚でも済んでしまう。そこにどこそこというような形で発信方法が当時とさま変わりしているからと思いますので、その辺も今あったように、きちっとまた検討していただけたらありがたいと思います。その辺、ということでよろしく願いいたします。

私の方から最後になりますけれども、これは質問というよりもあれなんですけれども、今回行政からの情報の収集及び発信ということでしたけれども、あるものは市民への発信、あるものは市に来る観光客に対する発信、そういうことになりますけれども、約20年前はインターネットを使っている者はどちらかというとマニアか変わり者かという時代があったかと思います。

ところが、今はインターネットをしている人が、かなりの人が変わり者というには非常に使っている人がふえております。その中で、行政はだんだん小さくならざるを得ない。そうすると、行政組織と市民の距離感がちょっと遠くなっているだろうと。そういうところで、昔ですと、あそこの窓口は誰それさんだったよねということがありましたけれども、なかなかそれが今のところ難しくならざるを得ないだろうと思います。

インターネットの世界も少し前までは単なるITといわれていたんですね。インフォメーション・テクノロジーのITだけだったんですけれども、今はそれがICTといわれるようになって、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーと、要するに、コミュニケーションが大事だよということがインターネットの世界でも注目をされるようになりました。ということで、インターネットの世界も皆さんが重要視している人と人のやり取りというところに重点を置いておりますので、この辺のフェイスブック、ツイッター、双方向性の技術をうまく取り入れて、ただ、これを全てと私も言いません。そういう機器を使わない人も当然いますから。とはいっても、次世代には重要な情報発信技術とは間違いなくそう思っておりますので、この辺をうまく取り入れていただけたらなと思います。この辺、最後の締めとしてご答弁いただけたらと思います。よろしく願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 議員がおっしゃられるとおり、情報の収集・発信というのは笠間市にとって大変重要なものと位置づけております。そういう中で、先ほど申したよ

うに、職員のフェイスブック管理者、そういうものを地域、地域にふやしながら、いろいろな情報を収集するというのも今後行ってまいりたい。

地域からの情報というものはやはりとらえないと小さな情報というものが把握できない。そういうことで、市の職員に対しても小さな情報でも把握するよう、報告するよう、今後徹底してまいりたいと考えたいと思います。

インターネットを使った配信、そういうものも今の若い世代、そういうものにはとても重要なものでございます。

今後は「かさまナビふるふる」とか、そういう新たな媒体、ソフトを活用しながら、市の情報の発信、そして収集については、今言った職員とか一般の方を今後どのようにしていくか、課題として今後対策を取っていきたいと考えております。以上です。

○2番（畑岡洋二君） ありがとうございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡洋二君の質問を終わります。ここで休憩をいたします。11時に再開いたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。暑い方は上着を脱いでも結構です。

次に、11番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木裕士君） 議席番号11番鈴木裕士です。通告に従い、一問一答方式で行います。

なお、私の質問通告書におきまして、3番目の資産経営課に対する質問、この中で「一般財産」と記載しておりますけれども、これは「普通財産」でありますので、訂正させていただきます。

まず、最初の質問は危機管理、個人の危機管理についてであります。3年前の東日本大震災、津波によって多数の人命が奪われました。この中には学校の先生方の避難誘導に手落ちがあったとのことで行政訴訟になっているケースがあります。また、先生方の指示に従わず、一目散に高台に逃げたことによって一命を取りとめたという児童のケースも報道されました。

一方、世界中で発生する地震の約1割はこの日本で発生しているとのことでありまして、地震に対しては幼児や学童に対する教育、訓練が細かく行われているものと判断しております。したがって、これからの質問は地震以外の危機管理についてとなります。

以前からありましたけれども、最近特に目立つ傾向として児童や女性を対象にした誘拐事件がマスコミをにぎわしており、さる7月にも倉敷市において小学生の女子児童誘拐事件が発生しております。幸いに女兒は5日後に無事救出されました。また、このところ



神戸市でもって小学校1年生の女の子が行方不明になっているということもあり、これも誘拐の危険性があるかなと考えている次第であります。

このように、昔も今も幼い子どもや女性を狙った悪質犯罪が繰り返されております。このような他の者から受ける危険だけでなく、車の中や車の周り、火災、水、それに転落、こういったことの事前の知識があれば十分に防げる事故も後を絶たず、その結果として幼い命が犠牲になったり、身体に不具合を生じたりするなどの事故が発生しております。

国内では余り聞きませんが、外国の一部では、火災やその他災害から自分を守り、生き抜く力を育てるため、幼いときから成長に応じた危機管理教育を行っている所があるとのことであります。例えばチャイルドシートでありますけれども、アメリカでは8歳または身長が145センチになるまでチャイルドシートの着用が義務づけられており、バックルを締める位置や座る場所、車のどの位置に座れば安全なのか、このようなことを教わることであります。また、もし服に火がついたらどうするのか、転落を防止するにはどのような心がけが必要かなど、幼児のうちから年齢に応じた危機管理教育を受けているとのことであります。

文明の発達に伴って危険が増加します。我が国では地震以外を対象としたこのような生きるための教育、自分を守るための教育が必要と思いますが、実際にこのような教育を行っているということは聞きません。

そこで質問ですけれども、幼年者に対する危機対応教育の実態、これはどのようなものであるのか、まず答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

幼児に対する危機管理教育でございますけれども、それぞれの幼稚園、小学校等で実施しており、「危機管理マニュアル」「保健安全年間計画」というのが学校にございますけれども、それらに基づき、消防署等の連携を図って、幼稚園では年間10回、小学校では年間3回程度、火災、地震、不審者等を想定した避難訓練を実施しておるところでございます。例えば、火災を想定した避難訓練では、速やかに安全に避難できるようしっかりと指導するとともに緊急避難体制を確立してございます。

また、常日頃より交通事故防止も含めて安全教育を行い、危機回避能力を高める指導を行っております。毎年でございますけれども、5月、6月ごろには幼稚園児は消防署長から幼年消防士クラブのちびっこ消防士に任命されるなど、高い安全意識を持つような指導を行ってございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。②番のその必要性和今後の実施見込み、これについてはただいまの回答でもって納得いたしましたので、省略いたします。

それから、提案がてらの質問でありますけれども、夏休みや冬休みを利用して、一定時

間合気道を初め、生きるための教育、危機管理教育を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。特に合気道という面からの回答をいただければよろしいかと思っております。笠間市では、たくましく生きるための教育、自分で自分の命を守る教育が充実しているということで、他の市町からも参加者が出ることも考えられますので、この辺を含めて答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 夏休み等の長期休業中のということでございますけれども、幼稚園や小学校では、先ほど申し上げましたとおり、マニュアルや年間計画に基づいて通常の授業実施日において定期的または随時に危機管理教育を実施しており、長期休業中に特に授業等は実施して現在はございません。

また、本年度につきましては、地域と学校が連携した防災教育モデル授業ということで稲田地区が指定されまして、実際に学校から自宅まで歩き、避難経路、危険箇所等を確認しながら、夏休み中でございますけれども防災マップを作成しております。

合気道ということでございますが、特に合気道に限ってということとはなかなか難しいのかなと思っております。個人的な選択もございましょうし、不審者対応には適切かと思っておりますけれども、その辺までこちら教育の方で合気道をという特に指導は今のところする予定はございません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。ただいまの回答でありましたように、稲田中学校ですか、防犯マップですね、これを試験的にやったということ、こういったものがよその中学校にも広がって、なおかつ何年かに1回はやるというような形でもって、防災、防犯、これに対する認識を十分に持ってもらう、これだけでもやはり相当効果が違うと考えるので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

今までは幼少の人たちに対する防犯教育の質問なんですけれども、一般の女性ということも含めての質問なんです。先般、全国高校合気道演武大会がこの笠間市で行われました。演武を見ている最中にふと思いついて口走ったのでありますけれども、中学生の女性方にこの合気道がある程度習得してもらえば、性犯罪や誘拐犯罪が減少するのではないかと思つたのであります。誘拐などから身を守るための対応、相手の腕にかみつく、あるいは股間を蹴り上げる、こういったことなどを警察官などを指導員にして子どもたちに防犯教育を実際に行っている様子が先般テレビで放映されました。このように、犯罪被害者が多年齢層に及んでいる現在、少しでも犯罪を少なくして女性を守るための教育が必要であると痛感しております。

当該演武大会では、市内の中学生により初歩的ではあるものの、演技が披露されました。女子中学生全部を初め、一般の女性方への合気道や護身術などの技術習得の機会を設けることは自分を守る上からも必要と考えますが、再度お考え直していかがでしょうか。答弁

をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 合気道につきましては、旧岩間が発祥ということでさかんでございますけれども、中学校で武道科が必修になりました。岩間中学校と稲田中学校で現在取り組んでいるところでございます。そういった取り組み、また、岩間が発祥の地ということで合気道が広まっていけば、それなりに皆さん興味を持っていただいて、最終的にはそういった武道に対して興味を持って取り組んで、不審者対応といえますか、そういった形になっていただければと思いますけれども、岩間中、稲田中だけではなくて、さらに広めようという気持ちはございますけれども、現段階ではそのほか特にとという考えはございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。危機管理教育については以上で質問を終わります。

続いて、2番の笠間市以外の中学校への進学という問題に移らせていただきます。

私は立場上、岩間第一小学校の卒業式に毎年参列させていただいております。他の小学校の卒業式に参列したことがありませんので一般的なことを言えませんが、同校の卒業式ではこれから進学する中学校の制服を着用して入場しております。

ここで大変気になるのが地元以外の中学校の制服を着ている生徒が少なからずいることとあります。私も地元の中学校へ入学したんですけれども、地元の中学校を卒業しなかったということで、余り大きい顔をして質問をできる立場ではありませんけれども、しかしながら、そのような立場にいたからこそとできる質問であると前向きにとらえていただければ幸いです。

質問の第1は、笠間市内の小学校を卒業した学童のうち、笠間市外の中学校へ進学した方、最近5年間では何名くらいになり、そのうち、私立の学校への進学者数、これはどれくらいなのか、できれば、できれば結構です、年次別の人数をご答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 笠間市外への中学校への進学状況でございますけれども、市内小学校では毎年700人前後の児童が卒業いたしますが、まず、平成21年度から申し上げます。平成21年度で市外へ進学した方34人、うち私立でございますが、21人です。平成22年度では31人のうち私立が24人、23年度で47人のうち私立が34人、平成24年度で27人のうち私立が17人、25年度で39人で、うち私立が31人でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。それから、笠間市外の小学校を修了して、笠間市内の中学校へ入学した方、これは同じくどのようになりますか。もしわかれば、答弁をお願いします。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 他の市町村の小学校を卒業して、笠間市へということでございますけれども、平成22年度で3人、23年度が4人、24年度で2人、25年度が3人、本年度で3人でございます。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 次長はどう考えていらっしゃるかわからないですけれども、私が言うのも変ですけれども、驚く数字、大幅な純減でありますし、大きな数字、びっくりいたしました。

今、転出といいますか、出る方、入られる方について質問したんですけれども、これまでにこのような人数、これを把握していたことはありますか。私が質問したから調べたということも考えられますけれども、その辺いかがですか。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 私立への進学については、それぞれ親御さんなり、お子さんの考え方があろうかと思えますけれども、公立学校についてはほとんどが転入転出の関係なんです。学区制をとっていますので、笠間市から例えば水戸へという場合には、転出したから水戸の公立学校へ行くという形です。もちろん私立の人数についてはある程度まで把握してはおります。ただ、数字を調べたのは実際質問があったから調べましたけれども、毎年毎年それなりに、先ほど申し上げましたとおり、20人から40人の間で推移してございます。以上です。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 笠間市外の中学校へ進学する、この理由ですけれども、ある方は自分の独自の才能を伸ばすためとか、ある方はその後の高校入学を考えて、またある方は地元の学校が荒れているからなどとさまざまなことが考えられますけれども、アンケートを取るなどして、なぜよその市の中学校へ行くのか、この辺理由を調査したことはあるのでしょうか。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） ほかの自治体への公立中学校への進学でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、転出等が主な理由でございます。私立の方の中学校へ進学する方につきましては、公立とは別の環境を求めて進学するものであり、親と児童が進路を考えて一つの選択肢として進学すると思っております。ですから、アンケート等を実施したことはございません。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 今よそへ行く理由について説明がありました。アンケートはとってないということでもあります。ただ、私からすると、そのような感覚といいますか、考えといいますか、全く理解できない。できません。今の中には情勢といいますか、事情が

あるということを含めての回答でありましたですけれども、よその市の中学校へ進学するのが当たり前と考えているんじゃないかなと思います。

保護者の立場から言えば、どこへ行こうと自分の勝手であるかと思いますよ。それに先生方は他市町にまたがって異動しておりますので、どこの中学校へ行くかは余り問題にしないと思います。

しかしながら、行政に責任を持つ立場から言えば、自分たちのやり方がよくないから、自分たちのやり方よくない、あるいは自分たちのやり方に魅力がないと思わざるを得ないんですが、違いますか。そのように考えないんでしょうか。これは人口の社会的流出と全く同じだと思います。この笠間市では思うように仕事がなく生活が苦しいからと、あるいは、この笠間市に魅力がないからよその市町村へ移り住む、こういったことと同じじゃないかなと思います。

流出するその人数がどれくらいいるのか把握してない、流出する原因、理由も調査していない。問題意識が欠如しているとしか言わざるを得ません。確かな対策を行うことはできないんじゃないですかね。教育委員会に配属になったのは、課長は、こう見てみますと、20年4月、次長は21年4月からとそれぞれ任期は長いものがあります。これまで何を考えてきたのか、私にとっては理解に苦しむんですけれども、本来ならば教育長に答弁を求めるところでありますけれども、教育長不在席ですので、この問題意識が多分なかった、あるいは対策を講じてこなかったこと、このことについて教育のプロを自認しているかと思っておりますけれども、次長、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 調査は実施しておりませんが、それぞれの私立校に行った保護者なり、児童なりに理由は聞いています。その中で、私立ですけれども、茨城県内に韓国学校を抜けば12校あるんですね。その12校はそれぞれに教育方針であったり、独自の教育方針であったり、あとは中高一貫ですか、そういったカリキュラムを設けている学校がほとんどです。ですから、大学受験をする場合に高校受験をしなくて済むというメリットがあったりといったりということで、子どもであったり、親が選択して、そういったところで魅力を感じて行っていると思うんです。ですから笠間市の学校に魅力がないから私立にということは、私はそういうふうに思っておりません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） この件については、後の方からまた質問させていただきますけれども、理由は聞いてないけれども大体わかっている、それならば対応はどうなんだよと聞きたいところなんですけれども、これも後の方から質問をいたします。

私の過去の経験及び当時でも環境を考えますと、音楽や芸術、あるいはスポーツなど自分独自の才能を伸ばすためということはほとんどなかったかと思えます。それよりも田舎ののんびりとした学風に比べて、当時のより大きい都市の学校はよりレベルの高い高校へ

進学しようとする周囲の雰囲気は全く違っていたことがあります。それに生徒全体の学業レベルが違っておりました。

人間、学力だけではない、生きる力や豊かな人間性を養う、よい友人をたくさんつくること、あるいは心身ともに健康に生活することなど、学力以上に大切な要素をはぐくむことが大事であるということは多くの保護者の方もわかっているかと思います。それでも市外の中学校へ進学する方は後を断ちません。普段の学力は大きい違いがないですけれども、いざというときの力の発揮度合いや学友との競争意識の差が高校入試という時期になってあらわれてしまう、結果が出てしまう、この理由からと私は考えております。

今は全国学力テストが行われまして、学業レベルの格差もはっきりあらわれるようになっております。ちょうど先般、その結果が判明いたしました。学力テストの結果については、都道府県のランキング、県内市町村のランキングが発表されない中で、笠間市の状況が先般公表されました。総合平均で全国平均を上回った小学校は9校、中学校は4校ということでありまして、大変優秀な成績とっております。新聞にはそれ以上の比較についての記載がありませんですけれども、中学校の数学を除いては、茨城県の平均は全国平均を上回っているようであります。学力において全国平均より高い位置にいるにもかかわらず、前述のように市外の中学校へ進学する方の数が減少しない。私は不思議に思っております。茨城県の平均も全国平均を上回っていますので、茨城県の平均と比較した笠間市内の各学校の平均はどのようなものであるのか、これから公表されると思います。

ここで、全国学力テストの結果を含めて、笠間市内の中学校がほかよりすぐれている点はどのようなことがあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 県内の他市町村の公表、市町村別にはございませんのでそれらの自治体との比較はできませんけれども、茨城県全体の結果と比較しますと、国語、算数、数学、中学校は数学でございますけれども、県平均をやや上回っております。2教科、AとBがございますけれども、合算した総合平均においても茨城県の平均を1.1ポイント上回っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 私は学力テストの結果を含めてということで、そのほか、学力テストの結果は新聞に載ってはっきりわかりますよね。そのほかで笠間市の小学校はすごい、笠間市の中学校はもっとすごい、何かそういったPRするものがありましたらお願いしたいんですけれども。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 学力テストの結果、あくまでも得てして平均点、点数の評価が主になりますけれども、それ以降テストの結果を受けて、どうするかというのが一番大事だと思うんですね。ですから、その中で笠間市としては学校独自で検討委員会をつくっ

て、課題等を見出して、その課題に対してどういうふうに授業を行っていくかという一連の流れなんですけれども、最終的にテストをしてどのくらい伸びたかという判断を行っています。そういった形の一連の教育は、笠間市だけではございませんけれども、ある程度の成果は出ていると。以上です。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 答えは結構ですけれども、私はテスト以外で、例えばスポーツとか、音楽とか、あるいは図画工作とか、そういった面でこんなものがあるよということを知ったんですけれども、それは答えは結構でございます。

笠間市内の小中学校の全国学力テスト、よい結果が出ております。情報が限定されている中で笠間市の特徴を出すのは難しい点があると思いますけれども、この議会がインターネットで配信され、答弁の要旨が議会だよりでも広報されます。これらでの広報を含め、笠間市内の教育方針や結果、あるいは全国学力テストの結果などについて、市外の学校への進学を減少させる観点から住民の方々へのPRや情報公開を積極的に行うべきと考えますが、教育委員会としてはどのように考えているのか答弁をお願いいたします。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） テストの結果でございますけれども、その上に立って、またそうでない点も含めまして、市内の児童生徒の学力状況については説明責任があると思っております。ただ、いろいろ制約がございますけれども、市全体のテスト結果、傾向及び市全体の課題、また改善プラン等市のホームページに掲載して保護者住民に公表を行っております。

また、各学校においても、結果の活用と公表の仕方、あとは学校の全体的な傾向、課題、またそれら課題に対する改善策、取り組み等を学校だより、また学校のホームページ等に載せてございます。以上です。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ホームページとか学校だよりとありましたですけれども、ちょうど1週間前だったですか、岩間第一小学校の学校だよりが配布されました。小学校もどんどんですけれども、中学校についても、どんどん現状がどうなのか、どういったことを目指しているのか、どういった結果だったのか、この辺のPRをもっとやっていただきたいと私は考えておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

笠間市が全国でそして茨城県でどのような位置にあるのか、その質問はそれぞれのランキングが公表されていないようでありますので、(3)の③、この質問は取りやめます。

次に移りますけれども、かつて私は岩間中学校の入学式において祝辞を述べる機会があり、その中で生徒数が1学年100名から200名ぐらいが勉強するにも人間性をはぐくむにも一番よい環境であり、3年間精一杯の勉強と部活をして、そして友達づきあいを大事にしていきたい旨の話をいたしました。その考えは間違っていないと今も思っております。

笠間市内の中学校では生徒数がまちまちでありまして、全ての中学校が人数、環境からいって最適な状態であるとは言えないと思いますけれども、このような中ではありますけれども、市外の中学校へ進学する方がいることは大変残念なことと思っております。人間の進む方向はさまざまであり、他人が指図、命令するものではないでしょう。しかしながら、笠間市に生まれ、笠間市で育った人間がせめて義務教育は笠間市で受けてもらいたい、そして、そのための魅力を各学校に持たせていただきたい、それが私の常日頃思っている切ない希望でございます。

そこで、よその市から入学したくなるような中学校とするための策は何かあるのか。例えば外国語とか数学、特定の科目に力を入れる中学校にするとか、オリンピック選手を育てるような選任コーチを擁した中学校にすると。あるいは今はやりの小中一貫の学校、あるいは中高一貫の学校、この場合は高校クラスにも魅力を持たせたり、レベルを上げたりする必要がありますけれども、こういった中高一貫に形を変えたりすることが考えられますけれども、中学校課程で特徴を持たせる、さっき言ったような特徴を持たせる、こういったことをするためには今の教育制度では支障となるようなことはどのようなことがあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 特徴を持たせた教育を行うに当たって、今の教育制度で支障となることはというご質問でございますけれども、公教育、公の教育でございますけれども、現在の教育制度や学習指導要領の枠の中でということでは現在では行ってございます。ですから、すべての教科で、またどの学年でどういった内容を教えるか、またそれにかかる授業時数等が細かく定められておりますので、例えば特に英語教育を特化してやる、充実させてやりたいといった場合には、どうしても学校裁量でできる部分、時数が限られておりますので、なかなか難しいところはございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 確かに、私、学校教育法を見たことも、そのほかの規則を調べたこともないのでよくわかりませんが、相当がんじがらめに縛られて、余り特徴の出しようがないんだという、それは理解はいたしますけれども、何か、例えば今笠間市でやっている外部の講師を入れてやるとか、あるいは希望する学生に対しては時間を延長して英語の教育をやるとか、英会話の教育をやるとか、何かの策があるんじゃないかと思っておりますけれども、こういった決められた枠を乗り越える、そのためにはどんな方策があるのか。今の公務員の方、先生方というのはあくまで学校教育法の中でということしか物事を考えないかと思っておりますので、もし策を乗り越える方策が何かあればその辺をお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 乗り越えるということではございますけれども、現在の枠の中



で、規制緩和なり、裁量権の拡大という部分がないとなかなか学校としては難しいんですけども、ただ、現在、規制緩和という枠の中で、例えば教育課程の特認校、特例校というか、いろいろモデル事業的な部分は、小中一貫にしても、英語教育にしても進んでおります。ですから笠間市としても、今度英語の部分で取り組む予定ではおりますけれども、そういったものを活用しながら、最終的には若干裁量権もだんだん外れていくとは思っておりますけれども、現在はそういった特認校、特例校という形で研究して、最終的にはそれに進みたいとは思っておりますけれども、国の情勢を見ていきたいと考えます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 答弁ありがとうございました。市内中学校の魅力を倍増して、他の市町村から笠間市の学校への入学者が多数あらわれることを期待いたしまして、この質問を終わります。

続いては、市所有の不動産についての質問であります。当笠間市の今年度の重要事務事業の一つとして、市有財産管理業務がありまして、公有財産の管理と活用の推進が挙げられております。まだ発足して余り月日を経過しておりませんので、ここでその成果については細かな質問はいたしませんですけれども、私の大きな関心事の一つでもあります。

そこで最初の質問は、資産経営課の事務内容として、公有資産の管理・活用の推進とありますけれども、この活用に関し、発足してからこれまでにやってきたことはどのようなことがあるのか、活用の文字だけでは今ひとつ理解に欠けますので、具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

資産の管理・活用面でこれまでに実施した具体的事例はどのようなものがあるかのご質問でございますけれども、民間事業者や個人に対しまして、未利用普通財産の有償貸し付けを継続的に行うとともに、未利用普通財産の売り払いを行いました。これらのほかに、未利用普通財産の売却を行うために不動産鑑定業務を依頼してるところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 不動産鑑定業務を行ったということですが、その鑑定を行った物件数はどれぐらいになりますか、答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 今年度鑑定を依頼しておりますのは現在のところ1件でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） わかりました。先ほどの答弁で、有償貸し付け、売り払い、それに不動産鑑定を実施したということですが、その成果として挙げられることはどのようなものがありますか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 成果でございますけれども、未利用普通財産の有料貸し付けにつきましては、継続の契約が39件、売り払いにつきましては4件の契約を行いました。現在も継続して売り払いを進めているところでございます。主なものといたしましては、笠間市の下市毛地内の旧窯業指導所跡地を民間業者に売却したものでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） わかりました。次の質問へ移ります。

現在の市所有の未利用不動産、このうち、地目が宅地と雑種地、これについて、150平米以上1,000平米未満、1,000平米以上に分けて、土地の区画数、合計面積はどれくらいになるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 市所有で現在利用していない宅地でございますけれども、150平米から1,000平米の区画ですけれども、10区画で4,275平方メートル、1,000平米以上の宅地につきましては3区画で6,756平米、宅地の合計は13区画で1万1,031平米でございます。

次に、雑種地につきましては、150平米から1,000平米の区画は12区画で4,398平米、1,000平米以上の雑種地は4区画で5,248平米、雑種地の合計は16区画で9,648平米でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。ちょっと掘り下げた質問をいたします。行政財産を含め、合計面積で2万平米ですね、25年度決算書を見ますと、山林を除く普通財産はかなりの面積、ちょっと記憶してないんですけれども、かなりの面積が記載されていたかと記憶しております。私は答弁された数字よりはるかに多くの遊休土地があるものと思ってこの質問をするに至ったのでありますけれども、余りにもかけ離れたこの数字は何に起因するのか、どういったものがあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほど鈴木議員の方から質問がありましたのは、150平米以上の未利用の土地を答弁いたしました。決算書の財産に関する調書の山林以外のものにつきましては、現在、貸し付け等の利活用されている土地や、150平米未満の土地も含まれておりますので、その差が生じているものでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） わかりました。それと、先ほど回答があった土地のうち、普通財産に属する物件、これがどれくらいになるのか、回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 普通財産に属するものは、例えばゴルフ場であるとか、採石場であるとか、各公民館等の貸し付けの土地でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 私、（2）の②で、これらのうち一般財産と書いてあるんです、普通財産が幾らあるかという質問を前もって出しております。それで、私が聞きたいのは、150から1,000、1,000以上に分けて、区画数、面積がどれぐらいあるかという質問、もしわかればお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 失礼いたしました。普通財産ですけれども、宅地で150平米から1,000平米の区画は8区画で3,848平米、1,000平米以上の宅地につきましては、2区画で3,776平米でございます。そして、150平米から1,000平米の雑種地は2区画で841平米でございます。1,000平米以上の雑種地は未利用地はございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） そうしますと、先ほどの答弁は2万平米、ただいまの答弁、大体8,000平米、この差が行政財産に属するように伺います。未利用でありながらなぜ行政財産となっているのか、この実態を含め答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 未利用の行政財産は過去に事業に伴う代替用地として取得した用地などございまして、面積にしますと約1万1,000平米ほどございます。この土地につきましの利活用は現在行っていない状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 次の質問に移りますけれども、この普通財産と行政財産、この見直し、最近5年間で何回ぐらいやって、直近ではいつごろやりました。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 見直しでございますけれども、定期的な見直しは行っておりますけれども、財産の所管がえはその都度行っておりまして、今年度につきましては5件ほど行っている状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 職員全体、市有財産の利活用を意識していれば問題ありません。しかし、区画数も多く、1万1,000平米以上の未利用の行政財産があるということは見直しの必要があるんじゃないかなと判断するのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 時代の変化や経済状況の変化により、行政財産として活用見込みのないものは普通財産への切りかえは可能でございます。今後関係部局と検討していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） アベノミクス、これによりまして全国の地価が一部上昇してい

るという報道が先般ありました。ただ、全体的にはまだ下落傾向に歯どめがかかってないと言えるんじゃないかなと思います。不動産価格を低価格で販売するという事は、周囲の地価の評価額を下げ含み資産を減少させるということにつながることは十分に承知しておりますけれども、しかしながら、空き家のままの状態よりも人が住むことによって町のにぎわい、活性化になり、空き地のままでおくよりも消費の拡大や住民税の増税、それに防犯、防災にも役立ちます。また、日本国内においては、地価は必ず上がるなどの不動産神話がありましたけれども、結局は30年近く下がり続け、ひどい所は半値八掛け、5割引、つまり当初の価格の5分の1ぐらいになっているのが実情かと思います。このことから、できるだけ人に住んでもらう、活用してもらい、これが行政としての差し当たってのなすべきことかと思っております。このような観点から、一定期間内に居住することを条件に、既存の市所有の未利用地を購入する方には周辺価格よりも大幅に安い値段で売却するという事も検討すべきと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 市有地の低価格での売却でございますけれども、財産の交換、譲与、無償貸付等に関しましては、地方自治法の規定では条例または議会の議決による場合でなければ適正な対価をなくして譲渡はしてはならないというふうに決められております。笠間市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、国とまたは他の地方公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業に供するために譲渡する場合は減額譲渡ができるなどの規定があるため、著しい低価格で売却することは難しいと認識しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 重複しますけれども、私は遊んでいる土地、これを持っていても、私は何もならない、それより、早く行政財産であれば、普通財産に早めに切りかえて、どんどん売却する、処分する、これが先ほど言いましたように、市の活性化、このためにもぜひ必要ではないかと考えております。

重複しますけれども、バブル崩壊後の土地価格、低下する一方でありまして、これから先上昇するという保証もありません。これから上がるだろうということが常に頭にあったからこの処分が遅れたということもあるかなと思います。機動性を持たせて、あるいは思い切った策、こういったものを導入することによってこれからどんどん処分をしていただくように要望いたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午前11時49分休憩

---

午後 零時59分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番蛭澤幸一君が所要のため、退席をいたしております。

ご連絡を1件いたします。一般質問の様子を写真撮影いたしますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、7番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○7番（鹿志村清一君） ただいま議長から質問の許可を得ましたので、7番鹿志村清一、政研会所属ということで一問一答方式で一般質問をいたしたいと思います。通告に従いまして一問一答方式でいたします。

エボラ出血熱及びデング熱、新型インフルエンザについてのパンデミック対応について、また、2問目として、市の保有する美術工芸品の管理について、3問目として、市営住宅について、4問目については、冬季の凍結防止融雪剤について、以上4点について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1問目、エボラ出血熱と新型インフルエンザパンデミックについてと大項目に通告してありますが、小項目にありますデング熱感染についてもお伺いいたします。

早速ですが、巷間中南米やアフリカ、東アジア地域でのエボラ出血熱の警戒レベルが危険な状況を呈していると通告にあります。「中南米」ではなく、「西アフリカ地域」の間違いですので、訂正いたしたいと思います。

通告の1として、日本国内でもデング熱感染が約70年ぶりに確認されたということが新聞紙上、報道を騒がせております。さらに、不治の病とされるエボラ出血熱への感染対策についても世界的に緊急かつ対応と関心が高まっている。国・県からの本市への報告等についてはどのような状況か、まずお伺いいたしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 7番鹿志村議員の質問にお答えいたします。

国・県からの本市への通知についてでございますけれども、今回のデング熱につきましては、9月12日現在、県内での発生は2例でございます。代々木公園の蚊を媒介して感染した疑いが強くなっております。デング熱は人から人に直接感染しないことから、県内での感染拡大の恐れは低いとの判断がされており、国・県からの本市への通知はございません。ただし、厚労省のホームページ等での情報は常に確認しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 今の国・県からの本市への報告についてというのは、現状の報告の内容ということで理解いたしたいと思います。感染症については、基本的に国・県が医療体制を把握するというような内容でよろしいわけですね。

デング熱についての症状と伺いますか、性質を私調べたところ、四つの遺伝子に基づくデング熱という形があるんだというようなことを調べました。そして、一つの遺伝子に感染し、抗体ができて症状が発症した場合に、しばらくすると新たに別の遺伝子に感染する

といわれております。再度感染した場合、重症化し、出血熱となる、死に至る病となる可能性がいわれております。そういう中で、さらに日本脳炎の誘発・発症の可能性もいわれていることを聞き及びますけれども、そういうことについてはどのようなのかということについて、わかれば説明をお願いしたいと思います。日本脳炎ウイルスに免疫を有する多くの日本人は、デングウイルスの感染により、日本脳炎のウイルス抗体値も上昇するという例が多いというような私のインターネットからの資料で書いてありましたんですけども、こういうことについてはいかがなんでしょうかということについて、担当課の方でどのように受けとめているかということについて、お願いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 健康増進課長下條かをる。

○健康増進課長（下條かをる君） デング熱に再感染いたしますと、デング出血熱となりまして重症化する確率が高くなるといわれております。デング熱と日本脳炎の発症の因果関係については報告はございませんが、日本人におきまして、日本脳炎の予防接種を実施しておりますので、デング熱と日本脳炎のウイルスが同じ科に属しております。それで、日本人の病原体の検査におきまして、デング熱に感染すると、日本脳炎の抗体値も高くなってしまふということがありますので、病原体の検査において注意を要するということは報告されております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 今伺ったことについて説明いただきましたので、次に移りたいと思います。

2点目として、パンデミック感染症の全国的・世界的な大流行、新型インフルエンザパンデミックは、資料によれば、新型インフルエンザウイルスが人の世界で広い範囲に急速感染し、拡大する。世界的に大流行の状態をいうとなっております。

1918年発生したスペイン風邪は、四、五千万人、一説には1億人死亡したといわれております。68年に発生した香港インフルエンザも猛威をふるったという経緯がございます。新型インフルエンザウイルスは動物、鳥類のインフルエンザウイルスが遺伝子の変異で体内増殖し、人から人へ感染が心配されているところがございますけれども、発症者はインドネシア、ベトナム、中国のアジアが中心となっており、WHOが事前の準備対策の必要性を知らせる警戒段階フェーズとして6段階を設けているということがございます。

国内で発症した場合、17万から64万人の死者が推計されると昨年もいわれておりました。政府は行動計画を策定していると聞きますが、笠間市は国・県のこの行動計画との関連ではどのように対応するのか、本年度の想定は、笠間市としてはどのように受けとめて考えているのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 本年度の新型インフルエンザの予想や笠間市のおかれてある状況についてでございますが、現在、新型インフルエンザの発生はしていない状況で

ございます。

今後、新型インフルエンザが発生した場合は、国及び県からの指示により、市の行動計画に沿って対応をすることになります。また、市民への情報提供を速やかに行い、予防や蔓延防止、ワクチン接種などを行って社会経済機能の維持ができるよう対応してまいります。

現在、市行動計画については、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び茨城県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今年度中に改正を行っていく予定でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 今説明をいただきましたので、続いて、本年度のパンデミック対策として、基本的には感染症については対策は国、県でということでございますけれども、市民への注意喚起について想定した対策というものはできているのかどうか、方針をお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 本年度のパンデミック時の市民への注意喚起の方針と対策についてでございますけれども、感染症の世界的大流行をパンデミックと言いますが、パンデミックが発生した際の市民への注意喚起、対策の方針と対策については、国、県からの指示に従い、笠間市といたしましては、対策本部を設置して関係機関と連携を図りながら対応してまいります。また、随時新たな情報をホームページなどを活用して市民へ提供してまいります。

現在、感染症が発生した際、または感染症の流行の情報が入った際には市の広報への注意喚起の掲載やポスターの掲示を行っています。また、新型インフルエンザが発生した際は、先ほどご説明したように、新型インフルエンザ等対策行動計画に従って対応してまいります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 今の答弁ありがとうございます。

続いて、市立病院、保健センターというものが極めて保健衛生的には重要な役割を果たすのではないかと思いますけれども、市立病院、保健センターの機能についてはどのような位置づけで考えておられるのかということについて伺います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 市立病院の役割でございますけれども、医療対策という観点から診療及びワクチンの接種の実施を行っていただきたいと思います。また、関係機関

へ予防対策として注意喚起の周知を図ってまいりたいと思っております。また、関係機関

と連携した中で、情報収集及び情報発信を行ってまいります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 続いて、笠間市でも国際交流や観光振興都市としての面から、グローバル化、ボーダレス化の中で、国際交流、観光面での海外からの渡航者、また海外の渡航者の出入りによる外国人の居住者や旅行者の受け入れ策体制の対処策が必要になってくると考えられますけれども、基本的には国の方で感染症に対する対策というものが考えられているのではないかと思いますけれども、こういう点についてはいかがな考え方でおられるのでしょうか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 外国人の受け入れ、観光についてでございますけれども、パンデミック時の対策の一つといたしまして、不要不急の外出自粛がありまして、観光についても同様に自粛していただくような形になると思います。

また、外国人の居住者につきましては、厚労省等において英文等の資料を出しているものもありますので、それらをホームページや広報を活用した中で情報を提供してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま1問目の大項目について伺いまして、大体対応策について市の考え方が理解できたと思いますので、1問目についてはこれで質問を終わりたいと思います。

続きまして、2問目に入りたいと思います。

市の保有・管理する美術工芸品についてということで通告してございますけれども、笠間市での美術工芸品等の財産管理や運用について伺いたいと思います。

まず、通告にあります1点目、本市における美術工芸品等の財産管理について、どのようにされている状況なのかということについて説明を伺います。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者中庭要一君。

○会計管理者（中庭要一君） 鹿志村議員の質問にお答えします。

笠間市における美術工芸品等の財産の管理でございますが、笠間市で所有している美術工芸品につきましては、絵画等の多くは市民より寄贈されたものであります。笠間焼につきましては、笠間市開発公社より寄贈された工芸品が多数を占めています。

寄贈された美術工芸品につきましては、市民の芸術文化の向上のための役割を担っており、寄贈を受けた施設等において市民来庁時に鑑賞の機会を提供すべく、展示・管理されているのが実情でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 1点目につきましては、どのようにされているかということでお伺いし、今の説明を受けました。



では、2点目の通告にあります合併によって、本所、支所、公民館、学校等の絵画や彫刻、伝統工芸品、寄贈品については、どのような管理と取り扱いであるのかということについて説明を伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 各支所、公民館、学校等の絵画や伝統工芸の財産管理についてのどのような取り扱いということですが、各支所、公民館、学校等の絵画や伝統工芸品の財産管理につきましては、各施設におきましてそれぞれ展示管理しており、市民や児童生徒に鑑賞の機会を提供しております。

笠間市の絵画や伝統工芸品数については合計478点ございまして、うち、本所、支所で214点、公民館、図書館で43点、小中学校関係では203点、その他18点でございます。

作品における台帳管理につきましては、478点のうち率で80.3%、384点が整備済みとなっており、残り94点が未整備であり、現在作成中でございます。

作品の収蔵管理については今後も各施設において適正に管理してまいります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま説明にありました作品の台帳管理については、未整備なものは作成中であるというような説明でありました。これは速やかに未整備である部分を作成していただいて、しっかりと適正管理に努めていただきたいと思います。

続いてお伺いしたいと思います。学校への寄贈品や美術品の管理について、学校での管理は校長先生への委任関係なのか、それとも市長、執行部ですね、市長総務課からの校長への管理の委任なのか、また、公民館、資料館については、公民館長、資料館については教育長への委任なのか、こういう点についてお教え願いたいというか、説明をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 学校への寄贈品や美術品の管理について、学校での管理等でございますが、これにつきましては、地方自治法第180条2の規定に基づきまして、笠間市教育委員会に対する事務委任規定により市長から笠間市教育委員会に委任しております。また、学校の管理につきましては、笠間市立学校管理規定により、校長が管理者となっております。それから公民館長でございますが、公民館長につきましては、社会教育法第28条によりまして教育委員会が任命しております。それから資料館の館長でございますが、教育長の命を受け、生涯学習課長が兼務しているような状況でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 今説明を受けてよくわかりました。公民館、資料館の運営協議会というのがあると思うんですけども、委員の選出についてはどのような選出の仕方をされているのか。議会からも当然選出されておりますけれども、運営協議会の委員の選出

はどのように選出されているのか。また、審議内容の一端を簡単に結構ですので、説明をいただければということについて伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 資料館の運営協議会の委員の選出でございますが、市議会議員、社会教育委員、文化財保護審議会委員、学識経験者、その他教育委員会が必要と認められた方の5名の委員さんを教育委員会が委嘱しております。

審議会の審議内容等についてでございますが、平成25年度は資料館建物修繕工事について審議がされたというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） 今、公民館、資料館の運営について、どうしても笠間市の資料館というのは宍戸の資料館であると思うんですけども、関心がちょっと低いかなと思いましたので伺いました。

続きまして、保有絵画等美術工芸品の寄贈作品と申しますか、美術工芸品等の評価について、その作品についての管理上どのように評価を考えているかということについて伺いたします。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 保有絵画等美術品の評価についてでございますが、市民から寄贈された作品の多くは価格が不明であるのが実情でございます。市では、寄贈者の意思を尊重し、広く市民に鑑賞していただくことが大事なことで考えております。こういうことから、現時点において個々の作品評価するような考えは現在持っておりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきましたけれども、将来的には、やっぱり50年、100年管理していく上で、どこかである程度の評価の必要もあるんじゃないかなという思いがいたします。ということで、今の執行部の方の答弁を聞いて次に移りたいと思います。

3点目といたしまして、経年劣化による品質保持のための補修対策について、どのような状況かということについて伺いたしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 美術工芸品の品質保持につきましては、絵画など展示場所によっては品質劣化が進む場合もございますので、展示場所については太陽光や紫外線などの影響を受けにくい場所を選定し、展示している状況でございます。

笠間焼、伝統工芸品につきましては、経年劣化も少ないかわり、地震等による破損が心配されるところでございます。

美術工芸品の補修については現在まで必要に至っておりません。今後、補修が必要なも

のについては専門家の意見を参考に対処してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 一問一答式ですので、今の答弁で次に移りたいと思います。

次、4点目ですけれども、本市の持てる美術工芸品の管理の一元化や現状の管理のまま目録の一覧をつくることは可能ではないかと考えられます。重要度に応じて広報できるものを市民に周知して、市民の皆さんに見てもらえるよう、文化活動に役立つよう活用を考えてはどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 課長、答弁をもう少しゆっくり、傍聴者もいることですので。会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 市民から寄贈されました美術工芸品につきましては、寄贈者の意思を尊重し、市民に鑑賞されるよう寄贈を受けた各施設において展示している状況にあります。このため、現在展示されているものについては、引き続き各施設において良好に展示・管理をしていきたいと考えております。笠間焼、伝統工芸品については、本庁舎ホール内、各支所ホールに展示しておりまして、定期的に作品を入れかえている状況でございます。

展示品の広報についてでございますが、笠間市作品収蔵一覧表を作成しましてホームページ等で市民周知を図り、閲覧後各施設にて鑑賞されるよう配慮してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁にありましたけれども、笠間市の作品の収蔵一覧表を鑑賞できるように配慮していきたいというようなお話だと思います。寄贈工芸品とか絵画については、評価が出ていなくても評価の高いものもあるのではないかと思います。先日、筑西市で高校の玄関か何かでブロンズ像がなくなったというような新聞記事を見ましたけれども、逆に、寄贈品でそれなりのものに評価されている場合に、必ずしも市民に周知することがいい結果を生むとは限らないと思うんです。そういうことについて、私はできれば一覧表を作成していただくというのはいいことだと思っているんですけれども、そういうことに配慮しながら検討していただければなと思います。

ということで、次の続けての質問をしたいと思っております。

学校や施設など、寄贈者の心を大切にの心をくんで役立てることが寄贈作品の寄贈者に対する誠意ではないかと思います。どこに何があるかをわかっているならば、笠間市民の美術品として選定したもので、市内での公開展示や高度なものであれば、市内の美術館、美術関係者と連携や委託した中で公開展示して、笠間市民の財産として使わせていただけることが寄贈者の志の反映につながり、よいのではないかと私は考えます。まさにそういうことが市民の力、広報かさまに掲載されてあります市民力と言えるのではないかと考えます。

また、今ポスターが張られておりますけれども、赤穂市との文化交流の絵画の展示が予定されていると思われましてけれども、姉妹都市や市内の美術館、美術工芸品関係先での、寄贈品を選択した絵画や工芸、美術品の展示も期間限定で貸し出すといいますか、委託して展示するようなことを考えていくことがよいのではないかと思います。

例えば笠間稲荷神社の一角に、例えば寄贈美術品を20点ぐらい期間限定で展示するとか、これから先の話で見えない話ですけれども、井筒屋さんの後の回廊の設計の中で、そういう寄贈者の好意を生かし切ることができるような、そういう展示の仕方も考えられることもできると思われまして、そういうことについて、いかがお考えかということについて伺います。

○議長（小藺江一三君） 会計管理者。

○会計管理者（中庭要一君） 市民から寄贈された作品につきましては、芸術的なもの、文化的なものを踏まえて笠間市としては広く市民に鑑賞していただけるのが望ましいと考えております。このため、現在整備中でございます井筒屋の跡でございますとか、そういうものとか、市民センター、こういうものも現在計画しております。こういう施設ができたときには作品の中から選りすぐって展示するのも一つの方法かと考えてございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきました。旧笠間地区だけではなくて、やっぱり外来者が来る岩間の愛宕山とか、公民館とか市民センターとかありますから、とにかくそういうものを今まで寄贈していただいた人の気持ちを大切にしていってというようなことで配慮していつてはどうかと考えます。

ここで議長、質問通告の答弁書は入ってないんですけれども、市長にこういう件についてどういうお考えかということをお伺いよろしいでしょうか。

○議長（小藺江一三君） はい、結構です。

○7番（鹿志村清一君） 市長、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鹿志村議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在、担当課長から答弁がありましたように、市にはいろいろな寄贈の美術品がございます。この美術品等につきましては、やはり多くの市民の皆さんの目に触れる機会をつくっていくということは私どもも必要だというふうに思っております。一堂に一つの場所に展示するというわけにはなかなかいきませんし、寄贈されたものについては、先ほどあったように、いろいろなところに展示をされているものもかなりございます。

寄贈品の中で一番多いのは工芸品の焼き物でございます。これも点数的にはかなり多いわけなので、巡回しながら展示して市民の目に触れるような場を設けていきたいという

ふうになっておりますし、絵画等については、ご案内のとおり公共施設にほとんど展示して、といいますか、掲示してありますので見ていただきたいなと思っておりますけれども、もう少し作者の名前とか題名だとか、そういうものがわかるように工夫していくことも一方で必要かなというふうになっております。

本来であれば、そういうものを一堂に会した施設なりホール等があれば一番いいんですけども、なかなかそういうものが笠間市の現状の中ではございませんが、いろいろな角度から方法を考えて寄贈品の展示を進めてしていきたいなと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 市長、どうも答弁ありがとうございます。

では、質問通告に従いまして、3問目に入りたいと思います。

3問目の市営住宅についてという通告に従って質問いたしたいと思います。

先日の新聞の報道によりますと、全国の空き家数は昨年10月1日時点で820万戸、住宅総数に占める割合は13.5%、これは総務省住宅土地統計調査であるということでございます。

1968年以降、住宅総数が総世帯数を上回る傾向であるという、全世帯数5,246万世帯に対し、住宅総数は6,063万戸であるというような報道がされておりました。

茨城県では18万5,000戸、住宅総数に占める割合は14.6%、県においては空き家の数はふえているが、全体では県北地域を中心に空き家数がふえ、つくばエクスプレス沿線の新規住宅着工により総数との割合はパーセントが伸びない原因となっているとしております。

茨城県では、私が住宅課の方に問い合わせたところ、県営住宅については今後10年間公営住宅管理を1万3,000戸として計画戸数を一定に維持するという方針だというお話でございました。そして古い住宅は早く建てられたものから順に管理した形で外壁を補修したり、2軒を1軒にリフォームすることも考えたりしていると。母子家庭の増加も公営住宅の有用性であるという観点から、今後市町村とのすり合わせも必要かなというようなお話もいただいて聞きました。借地借家法の縛りや賃借関係の問題もあるというお話をしておりました。

そこで、市長は市民との対話の中で、たしか私が聞いた範囲では、今後市営住宅を新たに建設しないということをお話になっておられたような気がしますが、全国的に空き家率が高くなっており、公営住宅計画についての笠間市の考えを伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 初めに、空き家について触れておきたいと思います。

笠間市における空き家状況につきましては、平成20年住宅土地統計調査において、住宅総数が3万1,350戸のうち、空き家またアパートは4,270戸、空き率は13.6%であり、最新の状況については、平成25年度に実施された同調査の結果を把握する予定でございます。

市においては、空き家の利用状況を促進する空き家バンク制度の運用を図るため、登録に向けた調査を実施しているところであり、空き家の利活用による定住化を促進してまい

りたいと考えております。

市営住宅につきましては、平成19年に施行されました住宅セフティーネット法において、公営住宅に低所得者以外に高齢者、障害者、子育て世代が安心して暮らせる住まいといたしまして、中核的な役割を果たすものと位置づけされており、市においては真に住宅に困窮している市民の安定した住居とともに、災害時の一時的住居困窮者などの居住の安定を図るため、市営住宅などの活用を図っております。

一方、施設管理運営におきましては、住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と事業料の標準化を図る必要があることから、平成24年に策定いたしました公営住宅長寿命化計画に基づきまして計画的に現在は進めているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま公営住宅計画についての答弁をいただきましたので、次に進んでいきたいと思っております。

2点目といたしまして、市営寺崎、また不動前住宅についてということでお伺いしたいと思っております。老朽化と防災上の視点から、安全対策を急ぐべきではないかという点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ご質問の寺崎住宅、不動前住宅につきましては、いずれにいたしましても建築後40年を経過しておりまして、老朽化が進んでいる住宅でもございます。そのため、退去後の修繕、また維持管理が多額となり、また入居者数も少ないという理由から、退去後は入居を停止しまして最終的に取り壊す予定をしているところでございます。

しかしながら、現在の入居数は寺崎住宅におきまして50戸中34戸、不動前住宅につきましては60戸中49戸がそれぞれ入居しておりまして、早期に解体することは困難な状況でございます。

なお、入居戸数が減少しない理由といたしましては、市営住宅の入居者が低所得層であり、民間賃貸の住宅などへ転居することが困難であると考えております。

今後、入居戸数減少の推移を見ながら、住宅の取り壊しができるよう今後は進めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきましたけれども、防災上の安全対策について、寺崎住宅は南側に涸沼川、不動前住宅は西側に片庭川が流れていると、どちらも県が管理する川となっているということでございます。

寺崎住宅については、涸沼川沿いの町中で、私は自然環境に恵まれたよい立地の中にあるなと思っております。しかしながら、ハザードマップには浸水危険区域の端に位置しているようでございます。寺崎住宅は涸沼川、寺崎第二住宅は日沢川が流れております。今

答弁にはありましたが、寺崎住宅については大分老朽化が進んでいるし、川も蛇行し、大雨時には溢水したときに果たして安全なのかなと思う次第でございます。

公営住宅には高齢者、母子家庭、障害度の高い方も住んでいるのではないかと推測するところでございますが、災害被災において生活弱者への配慮を考えることが必要があるということで、昨今の1時間当たりの降雨量が100ミリを超え、大雨特別警報が頻繁に報じられている状況の中で、老朽化に伴い、棟割づくりの木造平屋の維持管理費用も空き室の管理等を考えると、費用の効率化が図られているんだらうかと考えさせられます。防水上、洪水被害や浸水時の居住者への準備など、管理者としてそういう防災時の説明をされているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ご質問の寺崎住宅は南側に涸沼川、不動前住宅につきましては西側に片庭川がそれぞれ流れております。先ほどご質問にありましたように、どちらも県が管理する河川となっております。涸沼川につきましては既に改修工事が予定されているところであります。市といたしましては、早期着手に向けて県へ要望してまいりたいと思います。

また、片庭川につきましては、県で適切な維持管理ができるように、笠間市におきましても協力をしてまいりたいと考えております。

また、居住者に対し、防災上の説明でございますけれども、今後はひとり暮らしや高齢者世帯が大変多いことから、災害に対します心構えや備え等の注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁をいただきまして、本当に管理者として生活弱者の方が入居しているということであれば、しっかりと防災時の心構えの説明というものを配慮していただきたいと、よろしくお願ひしたいと思います。

また、東京都の状況なんかを聞きますと、近年のゲリラ豪雨による被害状況を踏まえ、2014年6月に東京都では豪雨対策基本方針を改定、策定しているというふうなお話を聞いております。1986年に定めた1時間で50ミリの降雨を基準とした治水対策から、区部では時間75ミリの降雨に対応できるよう、下水道や町中の貯水池の整備をおおむね30年かけて進めていくそうでございます。

地下空間に一時的に雨水をためる調整池は、東京では11河川、25カ所で調整池が整備済みだそうでございます。そういう都内各地域の治水対策状況は、東京都の治水対策の現状を参照すると、貯留施設の場所など詳細に表やマップが書かれております。

笠間市では平成24年12月18日、笠間市営住宅整備等の基準による条例ができております。条例以前に設置された、私は自然環境とかは市営住宅としてはいい所にあるなと思うんですけども、そういう中で、この中で9条の「位置の選定について」というような条例の

中で、災害の発生の恐れが多い土地について、できる限り避けて選定するべきだというようなこと、また10条における「敷地が地盤軟弱な土地や崖の崩落で水の恐れがある土地は、地盤の改良擁壁の設置等の安全上の必要な措置が講じられていなければならない」となっております。

こうした事情から、市は状況を見ながら入居者の転居や安全管理のために問題があるまま、今のままにということは好ましくないと考えております。公営住宅についての法や条例、規則を検討し、入居者の生活環境をかんがみながら、できるだけ安全対策またはそれに対する対処策を進めるべきだと考えますが、先ほどの答弁で、「入居戸数減少の推移を見ながら、住宅の取り壊しができるよう進めてまいりたいと思います」というような答弁があったと思うので、それで間違いないでしょうかということについて、伺います。間違いありませんよね。進めてまいりますということで。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 先ほどの答弁で、住宅の取り壊しにつきましては、繰り返すことになりますけれども、河川部に立地しております老朽化が進んでおります住宅につきましては、なるべく早い時期に解体、撤去に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ありがとうございます。では、次、3点目、市営住宅についてということで3点目の質問をいたします。

人口減少の急速な進展により、地域によって民間の空き家とアパートの空室率状況も大きく変化しております。市としては、民間アパートの借り上げ、あるいは市営住宅についての計画を反映した公営住宅に準じた民間アパートなどの活用の検討をしてはいかがかということについて、お伺いいたしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 笠間市の民間空き家状況につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、市営住宅につきましては入居可能戸数が223戸のうち、13戸空きがございます。入居希望が待っている状況ではございません。今後は笠間市公営住宅の長寿命化計画に基づきまして、需要にあった市営住宅の供給と老朽化した小規模団地の集約など建てかえ、または用途廃止、修繕、改修を計画的に進めてまいります。住宅の空き家状況につきましては、入居の希望状況の動向を見ながら、少子高齢化による対応の一貫といたしまして民間アパートの借り上げなどを検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきました。そういう検討、協議といいますか、研究するに当たって、私は行政ができることは何かを考え、法制度や規則の準用だけではなく、政策実行にどこをとのように対応する必要があるのか、法や規則、条例をどう変えればさらなる前進につながるのか、改革への職員の方の意識として制度の見直しや改



廃の研究をしながら業務に対応することを切に願って、この市営住宅についての質問を終わりたいと思います。

続きまして、通告の4、冬季凍結防止の融雪剤についてということについて、お伺いしたいと思います。

通告に従いまして、冬季における市内での融雪剤の配置と使用状況について、融雪剤の年間使用量とそれに対する支出額はどのくらいか。また、凍結予防について市民の要望など対応状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 平成25年度につきましては1,440袋の融雪剤を使用いたしました。支出につきましては、1,500袋を購入し、259万8,750円を支出しております。

また、住民要望に対して、本所や各支所での窓口配布も行っており、430袋の支給をしている状況でございます。

降雪時の融雪剤散布につきましては、住民の方々の協力のほか、職員や笠間市建設業界などの対応で行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいまの答弁で、住民要望に対して本所・支所の窓口配布も行っている、また融雪剤配布については職員や笠間市建設業協力会の協力で行っているというような答弁をいただきました。

では、質問をいたしたいと思います。冬季における凍結危険箇所についての配置と期間終了期における回収はどのような対応をしているのかということについて、伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 配布の基準といたしましては、坂道や日陰など路面の凍結しやすい箇所について市内194カ所に事前に配置しております。

また、降雪時期が過ぎた4月に、配置された融雪剤を建設業者が回収を行っている状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきました。引き続き、質問をしたいと思うんですけども、融雪剤の配置・配布について、学校関係の対応はどうかということについて伺いたいと思います。特に通学路危険箇所への学校、PTAの意見というのはどういうふうに配慮されているのか。また、学校適正配置に関して来年学校統合がされます。冬季凍結通学路への配慮はどう確保されるのかということ、また、平成22年5月作成の市内の小中学校自転車利用通学を見ると、閉校になりますが、東小は53名の生徒で自転車通学はゼロ、佐城小学校は19名の自転車通学で166名の児童さんがいると。4.5キロの最長距離だということで、箱田小学校も19名の方が22年度で自転車通学、最長で4.5キロ、児童さん

の数が145名。南小学校も34名の自転車通学で最長距離が3.8キロ、229名。稲田小学校でも自転車通学43名、最長距離が4.5キロ、263名の児童さん。北川根小学校では60名の自転車通学で最長4.6キロ、児童さんの数が295名、そのほかもろもろ自転車通学がごございます。

中学校にあっては全生徒に近い自転車通学、特に最長7キロというのが多くございますけれども、統合になる場合はバス通ということも考えられているわけでございますけれども、自転車通学路の凍結危険箇所への配置についてや市内スクールバスの乗車場の凍結が冬場に続くときもあって、転倒が危惧されるという話も聞いたりします。そういうことについて、どのように要望や意見交換等が出されているのかということについて、伺えればとお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） まず初めに、来年の4月より統廃合される件でございますけれども、小中学校が統廃合されることによりまして、バス、自転車、徒歩などの通学手段も多様化してまいります。通学路の見直しを行われると思いますので、今後関係機関との調整はしてまいりたいと考えております。

また、学校との意見交換はしているのかというようなご質問でございますけれども、学校と融雪時における直接的な意見交換はしておりませんが、今後は各機関との連携を取りながら、凍結の危険が予測される通学路への融雪剤の散布や配布をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま部長の方から答弁いただきました。学校関係の自転車利用通学とか、またスクールバスの乗車場とか、そういうものについて、部長が直接行ってどうのこうのという話ではありませんけれども、配慮をいただければということで、次の質問に移りたいと思います。

次に、融雪剤使用頻度が高い地域について、保管場所の設置や保管箱の利用を考えてはどうかということについて、お伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 使用頻度が高い箇所については、まず初めに、山間地の坂道などが多く、道路の路肩や法敷などへの配置、また、地元区長への配布などを対応しているところでございます。

ご質問にございました平坦な場所の確保や保管場所の設置でございますけれども、難しい点もございますけれども、現在区長さんなどが管理されている地区もございますので、今後につきましては他の区や道路の里親制度の一括管理をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 今答弁いただきました。いろいろなバリエーションといえます

か、いろいろな創意工夫というのがあると思いますので、配慮いただいてしっかりやっていただきたいと思います。これから冬を迎えるに当たり、安全な道路管理をお願いしたいと思います。

さらに、学校適正化による閉校を迎える学校でも、4月までは今までと同じ環境でございます。市内地域での凍結により登下校時の注意にもPTA、地域の方々と努力を重ねて行政としてしっかりと関与していただきたいと考え、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

休憩をいたします。2時に再開いたします。

午後1時53分休憩

---

午後2時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

ここで、鈴木貞夫君より資料配付の申し出がありましたので、会議規則第157条の規定により議長の許可で資料を配付しておきました。

○12番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

今、議長の許可を得て皆さんの手元にこの地図を配付させていただきましたが、これは私の質問の茨城県広域避難計画の問題のところについてぜひとも参照していただきたく、提出させていただきました。

また、きょう配付しました皆さんの中に、1点、私の勘違いから、1ページ目の5番の「県の計画は36パターン」というふうにされていると思いますが、これは「46のパターン」ということですので、ご訂正をお願いしたいと思います。

では、一般質問を行います。

東電福島原発の過酷事故が発生してから3年半が経過しました。しかし、この間事故の原因究明は進んでおらず、余りにも解決できない問題が多いのが現状です。この間、国内の原発48基は全てが止まっております。昨年9月15日、関西電力大飯原発4号機が定期検査に入り、原発の稼働がゼロになりました。そのような状況で1年、冬も夏も乗り切ってきました。今、全国で原発の再稼働に反対し、このまま廃炉にすべきの動きは大きくなってきていると思います。このような動きの中で、原子力規制委員会委員長は九州電力川内原発を新基準に適合していると再稼働を認めたものの、基準に適合しているが安全だということではないとさえ発言しています。

東海第二原発について、原電は5月20日に原子力規制委員会に申請書を提出しました。これらの動きを見ると、市民の安全が果たして本当に守られているのか、私は強い疑念を抱きます。以下、質問したいと思います。

今回はこの問題を中心にして、一つに、東海第二原発の再稼働と広域避難計画について、まず第一にお聞きしていきたいと思います。

まず、東海第二原発の再稼働問題です。先ほど申しましたように、平成26年5月20日、原電は東海第二原発にかかわる申請書を原子力規制委員会に提出しました。このことは原発の再稼働への手続きではないでしょうか。

原電は新聞折り込みのみで住民への説明をしたとしておりますが、東海第二原発を安全な施設だと理解してはいけないのが今の私たちではないでしょうか。首長会はどのようにこの点を考えているのか尋ねておきます。

三つに、原子力規制委員会が再稼働を認めた場合、市長の判断を伺いたい。この点について、一問一答で、まず一番初めの、平成28年5月20日に原電は東海第二原発の申請書を提出しました。26年5月20日です。失礼。このことは原発の再稼働ではないかというふうに私は考えますが、この手続き上の問題で市長はどのように考えるか、一言お聞きしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

日本原電による安全審査申請が決して原発の再稼働に直結するものではないことを県央首長会議と交わした覚書において確認し、県央首長会議としては申請を了承したということでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 前回のときにも市長に同じような質問をしたときに、同じような回答をいただきました。しかし、この申請書というのが5月20日に提出されましたけれども、今19の原子力発電所が申請書を提出していますけれども、中身は皆同じなんですね。形式が。今回九州電力の川内発電所が原発が認可の方向に動き出しましたけれども、全く同じ形式の申請書が出されているんですよ。

たしか首長の会では、直結してないとか、この原電が出したこういういろいろなのが、もう10回以上出ていると思いますけれども、ここにもそういうことが書いてあるんです。再稼働とは関係ないと。再稼働と関係ないと言いながら、そういう申請書を出して、たしか8月16日に第1回の審査会が開かれましたね。原子力規制委員会の。ということを見ると、ということ言いながら、明らかに再稼働に向けての地ならしということが言えるのではないかというふうに私は思うんですよ。

もし、再稼働関係ないなら、こういう申請書を出さなくていいんですよ。今止まっていますね。止まっているのを動かすためにこういう申請書を出すのであって、もし出さなければそのまま廃炉になっていくという手続き上の問題だけの問題であって、なぜ申請書を出す必要があるのか、その辺が実に疑問であるわけです。その辺について、もう一度市長

の考えを伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）議員に申し上げます。市レベルと申しますか、国レベルと申しますか、市が対応しなければならない質問を質問書にのっとして質問をお願いします。

○12番（鈴木貞夫君） と言いますけれども、この申請については、首長会、二つ組織がありますけれども、かかわっているわけですよ。申請書を提出したということが。全然関係なく申請書というのが出てない。申請書を出すことを了承しているわけだから、その理由が何であれ、やはりそういう点についてどうかということです。いいです、大体前回も同じでしたから。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

前回と同じ答弁だと言いますけれども、当然だと思います。私の考えが変わったわけでもありません。

今回、県央首長会議で申請を了承したというのは、何度も申し上げますように、東日本大震災の影響により運転を停止した発電所の安全性向上対策に資するものであり、発電所の再稼働に直結するものではないことを確認するものということで覚書で締結をしております。そして首長会議として申請を了承したということでもあります。

○12番（鈴木貞夫君） では、なぜ。

○議長（小藺江一三君） 発言はまだ許可しておりません。鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） では、なぜほかの原発が申請書を同じ形式で同じ文章を三つそろえて1,000ページぐらいの同じことを出している。

この問題は後のことにもかかわりますから、2番目に、皆さんも新聞の折り込みでこういうのを見たと思いますけれども、こういう折り込みが何回も出ました。たしか2月ごろから月に2回ぐらい、8月は1回しか出なかったというふうに思うわけですがけれども、これ、ずっとこういうふうにいる、いろいろな、どういうことをやった、こういうことをやったというふうに出ているわけですがけれども、私はこの中でどうしても解せない、理解できないことが2点あるんですよ。その一つというのは、これをずっと見て行って、本来ああいうふうな施設がつくられるときにやっておかなければならないことを今やっているんじゃないかと。それと、今あそこの東海第二原発というのは35年経過しているわけですがけれども、そのことについては全然一言も触れてない。一言言えば、世界で今400基からの原発がありますけれども、あと10年、20年でみんな40年になって、それをどういうふうに廃炉にしていって今世界中で問題になりつつあるんですよ。

それと同じような傾向が東海第二原発あるわけですから、その辺のことがちゃんと解明されて出てこない、ただ難燃性のケーブルにしたとか、消防車をやったとか、事故が起

きたときの対策はこうですというけど、事故を起こさないためにはこういうことをします  
ということは書いてないんですね。そこにはいつもこういうふうに、とは関係ないと、再  
稼働と直結するものではないということが必ず書いてある。これでは私は、市民に対して、  
県民に対してちゃんとした説明にはならないだろうというふうに私は思わざるを得ないん  
ですよ。

首長会はいろいろと前回の私の質問の中でも言われましたけれども、原電は説明してい  
るというふうに思うというふうに市長はそのとき答弁されました。こういうのを1回か2  
回月に出すわけですね。あと、全然何もしないというのは、直接県民なり市民なりに出て  
きて説明するということが必要だろうというふうに私たちは思うわけですが、首長  
会ではそういうふうなことというのは問題にならなかったのでしょうか。もう少し、今の  
東海第二がこういう状態にあるということも含めて、そういうふうな説明がないと、現実  
的にはこれが安全だとか、安全対策がとられているというふうには理解しがたいというふ  
うに思うんですね。その辺の県民、市民に対する説明というのを首長会として会合の中で  
原電に対して私は強調してもらいたいというふうに思いますけれども、市長はどのように  
考えますか。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

私どもとしましては、県央首長会議を通じて覚書に交わしたことをしっかりと守って  
もらいたいということは常に申し上げております。その中では当然30キロ圏内、また、県央  
首長会議に属する自治体の住民等についての説明責任も求めておるところでございます。

それと、市の役割というのが当然、鈴木（貞）議員、ございますので、私どもとしまし  
ては、今東海第二原発に使用済み核燃料が存在する以上、この安全性をしっかりと保つた  
ための努力をしていただきたい、それは安全審査の申請を果たすことだと私は思っており  
ますし、安全協定の見直しやら、そして我々ができることは東海第二原発が存在する以上、  
過酷事故を想定してしっかりとした避難計画を県とつくること、こういうことが笠間市の  
役割であって、鈴木（貞）議員がおっしゃるのは我々の範囲を超えた国の役割とか  
そういうことを質問される点については、私の方から答弁はできません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 首長会がそういうふうな考え方あるというふうに私はとりた  
くないわけですが、実際には、要はこの申請書というのは再稼働することを目的とし  
て審査しているわけですね。それは紛れもない事実なんですよ。私はそのことは強調し  
ておきたいと思うんですね。

今までスリーマイル島だとか、チェルノブイリ、それで福島というふうに大きな事故が  
三つ起きました。これらの事故のほとんどは1回事故が走り出すと、暴走を止められない

んですよ。私はこの過程でいろいろな文書等、資料等見ましたけれども、スリーマイル島というのは運転開始して3カ月目に起きた事故なんですね。3カ月しかたっていない、新しい事故なんです。それが1カ所排水管の弁の故障が起きたら、これは何だと思っているうちに事故になってしまったというのが実態らしいんですよ。

また、チェルノブイリですね。ウクライナにある。あれも試運転して、テストしているときにテストのルールを守らずに間違えてスイッチを切っちゃった。スイッチを切って40秒後に爆発が起きているんですね。それで大事故になっていったわけですけども、ひとたび原子力発電というのは事故が起きると、それをほとんど止める手立てがない。この間亡くなられた吉田所長の調書というのが出ましたけれども、そこでもそういう点が出ているんですね。どうやったら止められるか。

私はその点のことを考えると、東海第二原発が再稼働しないということのために、市長としては努力していただきたい。というのは、鹿児島のもあれもそうですけれども、立地や周囲の首長の判断にかかっていると今いわれているんですよ。ハンコを押すかどうかだということですね。

2問目はいいです。3問目に移ります。

私は今までの主張から皆さんも気がついていると思いますけれども、原子力規制委員会が新しい規制基準に東海第二原発はあっているという方針、それは川内原発もそういう言い方ですね。新しい基準に沿って認めるということで認めた。それで再稼働という問題が今起きています。もし、そういうふうなことが起きたときに、市長はどのような判断をされますか。これ、国の問題だからって逃げるわけにいかないんですよ。だったら、国の問題だけだったら、全然市町村の役割というのがなくなっちゃう。首長会だって何もいなくなっちゃう。私はそういうふうにするんですけれども、どういう判断をされるか、お聞きして次の問題に移りたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 東海第二原発については、現在原子力規制委員会が安全審査を行っておるところであります。また、現在県が策定を進めている避難計画や見直しが必要な安全協定など、総合的に判断するものであることから、現時点でのコメントはございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） まあ、よく聞いておきます。この問題は私が先ほどから主張というか、言っているとおり、大変な問題を引き起こしかねない。こういうふうな折り込みをこのくらいあるんですね。今まで私の手元に。これ、絶えず書いてあるんですよ。関係ないということが、再稼働に直結するものではありませんと絶えず書いてあるんですね。もし直結しないなら、こういうのを出す必要はないんですよ。今市長が言われたように、今

原発が存在しているから必要だというなら、もっと違う方法だってあるはず。まず、動かすこと自体がいろいろ問題になるんですよ。その辺のことは前々から何回も市長とはやり合っているいろいろな意見を聞いておりますけれども、同じような回答をまたしていただいたというふうにはしかとれません。

〔「同じ質問です」との市長の発言あり〕

○12番（鈴木貞夫君） それについては結構です。また追ってゆっくり。もし、市長あったら何か言ってください。よろしいですか。

では、2番目の茨城県広域避難計画について移りたいと思うんですよ。

皆さんにきょうお配りしたA3のこれですね。この地図。これ、見てほしいと思うんですよ。これ、一目でわかると思いますけれども、福島原発のときにどういうふうに放射性物質が拡散していったかというSPEED Iのあれをもとにして、SPEED Iというソフトがあるわけですけれども、それを中心にして11日から14日ぐらい、3日か4日ぐらいかかっているんですけれども、ずっとこういうふうに調査したあれなんです。

私がなぜこれを皆さんに示したかということ、茨城県の広域計画というのが発表されました。これが30キロ圏なんですね。30キロ圏だけを中心にしてやっていると。ところが、この地図、皆さん見てわかるとおり、近くでもこういうふうに全然ない所と、このときに飯館村というのがここにありますが、ここへ避難したんですね。ところが、避難して1日もたたないうちにここが汚染されているということでみんなまたほかへ行ったというんで大騒ぎになったんです。やはりこういうふうな気象条件というのを勘案してパターンをつくらないと、せっかく避難してもこういう汚染した所へ行ってしまったと。近くでも汚染してない所あるけれども、こういうふうな気象条件を勘案した計画というのが私は県の対策と必要じゃないかと思うんですよ。

昨年だと思うんですけれども、県はSPEED Iを使った気象条件の36パターンかな、そういうのをつくるということでいろいろやって、東京の業者に頼んだそうなんですけれども、結局はそれが出てこなかったですね。そういうのが。その辺の細かいことはわかりませんが、どういうふうなパターンがあるかということで私も期待したわけなんですけれども、残念ながら出ずにいたわけですね。その辺のことを勘案しないと、県が出してきた広域避難計画というのは、実際にはどこまで役に立つのか疑問に思うということで皆さんに見ていただきました。これは参考までにとということでお願いしたいと思います。

まず第一番に、県が案を示しました。笠間市には25年度中に一応案をつくるということで、パブリックコメントまでして、こういうのを私たちのもとにも配付しました。こういうのですね。これは市民の間にもパブリックコメントする資料として提供されたわけなんですけれども、そういうふうに去年の3月19日付で議員のもとに配付されたと思うんですね。平成25年度内に一応案をつくるということになっていたわけなんですけれども、その間に県の方針が示されないということで、市の防災会議がずっととまっているんですね。今も。



今度出されました。その辺の、こういう46の案、それがいい悪いはちょっと隣に置いてもですね、そういう案が示されたことについて、市としてはこれからの対応策というのをどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 12番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

先日、県の方の広域避難計画が示されたところでございますけれども、県の計画では、笠間市は、栃木県とか群馬県方面というふうに示されております。現在のところ、受け入れ自治体が具体的に県から示されていない状況でございます。笠間市としましては、現時点では栃木県とするように県の方に求めているところでございます。受け入れ先の自治体が具体的に示された後、その自治体との協議を進めていくこととしております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） この間、市は県の勉強会に10回ほど出たということをお聞きしました。その前、私がいろいろ聞いたときには、そんな会議は知らないというふうに答えられていたんですけども、この間の質問のときにそういうふうに答えました。

そのときに県が勉強会に示した資料を見ると、笠間市の3万1千何百人ですか、それを西の方に500人、小美玉に1万1,000人避難するというふうに出されているんですよ。そういう問題が出されていて、今度は全然違う所へ行くというふうに出されたわけですけども、その辺のことは県の方から問い合わせというか、何かあったでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 今ご質問のありました笠間市の方が西の方、一部が小美玉というところでございますけれども、それは一番最初のころの計画の中でそういうことが検討された経緯がございます。

現在、県の方で考えておりますのは、交通渋滞を招かないとか、そういう考えがございまして、笠間市におきましては栃木県とか群馬県の方面ということで調整しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 私の手元にある勉強会で示された資料ですね、これはことしの2月末ぐらいに私の手元に入ってきたと思うんですけども、これ、結構笠間市がどうのこうのということも出ているんですよ。だけどその当時、どうも後から聞くと、私は県の担当者にも電話して、笠間市招集しているかっていうと、しているということを知っているんですけど、何か行ってない、行ってないというような話ですね、どうも話が食い違って、こういう資料は市としては手に入っていないんでしょう。県原子力安全対策課がつくった茨城県広域避難計画にかかわる勉強会の開催についてということで、ずっとこういうふうに出ているんですよ、いろいろ。これはあるないはあれでして、今後のスケジュール

ルというのはやはり県のそういうふうな発表待ちということで過ぎていくのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） これからの計画でございますけれども、現在、この間県の方で示されました。ただ、避難先が方面だけ示されているだけで、笠間市がどこの自治体が避難先になるかとか、そういうところが具体的に決まっておられません。それは県の方でこれから栃木県とか群馬県とかそっちの方の県と調整をしていくということで、その具体的な避難先の市町村が示されなければ、その先の方には進めないという形になっておりますので、それからになります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 私がこれを示したのは、笠間市はぎりぎり30キロ圏にかかっているわけですね。これ、風向きによってはこういうふうに放射性の物質のある所がこういうふうに変っていくと。この中心の赤い所が一番問題な所ですね。原発のすぐ近くで。ずっと北西の風が吹いたときには、こういうふうに上までずっと相当な濃度で拡散する。やはりこういう点を配慮して避難先というのを予定していかないと、せっかく行った所がまたどこかへ行かなければならないという事態になるんじゃないですか。その辺は県の会議にも出席すると思うんですけども、そういうことをどういうふうに県が考えているかということ、私は市の担当者としては勘案しながら県がつくるように強く求めていただきたいというふうに思うんですよ。こんなに近くたって全然汚染されてないように描かれているし、こんなに遠くて50キロとか100キロ行った所さえ相当な、それは風向きとそのときの気象条件で、そこへこういうふうに落ちていくということになると思うんですね。これは重大な問題だと思うんですよ。ただ単に、コンパスで30キロ巻いたらそれで済むということじゃないということは、私は十分認識してこれらの計画というのは立てていただかないと、実際にそういうことが起きたときに全く役に立たない、かえって不安を掻き立てるということになるんじゃないかということだけ指摘しておきます。ぜひとも県の会議の中でそういう点を生かしていただきたいというふうに思います。

私が聞いたかったのは、3万6,110人の人が自家用車で逃げる。逃げるって避難するわけですね。何台ぐらい考えているんですか。私は最低1万台かかると思っている。1万台。全部これらの人が乗ればね。1万台が5メートルに1台ずつ入ったら50キロになっちゃうんですよ。1万台が5メートルずつの間隔で並んでも。それでずっと走ってなんて行けるものじゃないし、これ、重大な問題ですから、ただ簡単に自家用車で避難するという、どういうふうに考えるかですね、その辺のことは十分検討していただきたい。その辺のことは何か説明があったんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 現在、県で進めております広域避難計画でございますけれども、ただいま自家用車での避難が可能であるかというようなご質問でございますけれども、

自家用車による避難が可能な方は自家用車による避難を原則として進めているということで、台数は今のところ考えておりません。時間とか、そういうシミュレーションの方を県の方でやっているところがございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 当初県が考えて、私が持っている資料はバスなんですね。7千何百台のバスを動員して、笠間は今ちょっとこれには書いてありませんけれども、ほかの資料ですが、そういう案もあったんですね。バスを動員してやると。この勉強会の資料を見ると、要援護者の人、2台のバスで運ぶというふうに書かれているんですよ。2台のバスというのは市のバスかどうかわかりませんが、2台のバスで行くというふうに示されているんですね。これ結構ね、そういうことを今度新しくつくられたそれらの案を見ると、せっかくこういう案をつくりながら、新しい案がどこまでどういうふうになっているかと疑問に感ずるんですね。ぜひとも前の案というか、今までやってきた研究の成果というのを踏まえながら、市の防災計画というのも立てていく必要があるんじゃないかということだけ強調しておきます。

次に移ります。

高齢者の問題は先ほどちょっと言いましたからいいです。

4番目に、スクリーニングの実施とあるんですね。スクリーニング。これ、どういうふうなことをやるんですか。私、実に疑問に思っているんだ、これ。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） まず、スクリーニングの目的でございますけれども、放射性物質放出後の避難となりますUPZからの避難者は、放射性物質の影響を受けている可能性があるからその身体の影響を確認するために実施するというところでございます。また、避難先の市町村や施設における受け入れ側への配慮という観点からスクリーニングが必要となります。

スクリーニング、具体的にですけれども、原子力施設から30キロ圏内のUPZにおける避難や屋内退避等につきましては、緊急時モニタリングに基づきまして放射性物質の放出レベルに応じた防護措置でございますから、その事態を想定した中でスクリーニングを行うという形になります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 前の資料をたびたび出して申しわけないと思う。これは私はこの資料は絶対ないことはないと思うんですよ。これを見ると、34カ所スクリーニングの場所を計画しているんですよ。そのうち7カ所が笠間市なんです。工芸の丘だとか、インターチェンジとか何とか、いろいろこういうふうにあって、調べてみたら一番多いんですね。7カ所。これは幹線道路が通っている関係もあると思うんですけども、市民球場のある公園だとか、工芸の丘とかいろいろな所にこういうふう設置するように書いてある。こ

これは私がたまたまつくったんじゃないなくて、勉強会で出てきた資料なんですよ。

それともう一つ不思議に思ったのは、スクリーニングというのはたしか汚染された地域から来た車なり何なりがほかに拡散もしないという役目もあるわけですね。車がそういうところを走ってきたときに、車体なんかについたのを落として、ほかにそういう役目もあるわけですけどね。この県の計画を見ると、UPZ、UPZというのは30キロ圏ですよ。APZとか何とかいうのはたしか5キロから20キロということになっていると思うんですけども、県のこの間18日の第1回茨城県地域防災計画改定委員会が出された資料ですね。これは総務にお願いしてインターネットから引いてもらったんですけども、そのスクリーニングのところを見ると、30キロ圏からはやるけれども、PAZ圏内の所はスクリーニングしないんですよ。一番原発に近くて、汚染されてある所をしない、これ、どういうことかなど。UPZはちゃんと書いてあるんですね。ちょっとおかしいと思いませんか。30キロ圏だとぎりぎりだからまあいいやということはあるけれども、5キロとか20キロという本当に汚染された所から来るそれらの施設、所がやらない、全然書いてないんですよ。

そういう点も私は指摘して、それとですね、どういう施設をつくるのか。笠間に7カ所もあって、そこにはちゃんと車が何台停れる、駐車スペースがあるというふうに書かれているわけですけども、車体を洗ったり何かしたときの汚染水の処理の問題とか、人体、こうやってボディをチェックしたときのいろいろな問題とかあるんでね、どういう施設ができるのか。バーンと爆発したから、それ、というわけにはいかないわけですね。あらかじめつくっておかなきゃならない。車体を洗う施設、それに使った水の汚染水をちゃんと処理した施設等も加えてですね、これはこういうふうに計画を書かれて、こうやって出されて、出す方は簡単ですけども、これを全部するとなったら、この施設というのは大変だと思うんですね。だからその辺のことを県との話し合いの中で出てくると思うんですよ。友部のサービスエリアだとか、笠間のパーキングエリアだとか、こういうふうに具体的にずっと書いてあるわけですから、それだけのことをこういうふうに書かれて、どういう施設をつくるのか、市がつくるのか、県がつくるのか、原電がつくるのかという問題もありますから、その辺のことは確認しながらしていただかない、後になってどうのこうのという問題が起きるんじゃないでしょうか。ぜひともその辺のことはですね、私はこれからの話し合いの中で慎重に進めていただきたいということを強調しておきたいと思います。

5番です。5番目の問題、県の計画というのは46パターンというふうに新聞でも公表されました。皆さんも新聞の記事等、これ、茨城新聞の8月19日の記事です。大きく出されたんですよ。それで私のところへ電話してきた人もいますよ。これ、どういうことだいなんて言ってね。私もよくわからないから、取りあえず、何か機会があったら聞いておきましょうということを行ったわけですけど。それで私はこれを出したんですよ。こういうようなことも勘案して、あらかじめ汚染の予想しながら避難する場所というのを設定していかないと、たまたまちょうど北西だと茨城とか群馬とかあっちですよ。ここからこうい

うふうに。そのときの気候によって風向きも違うでしょうから、この案つくられたのは、いろいろ知恵を絞って大変だったなど、全部読んでみて、これはううんなんて言いながら見ましたけれども、そのときにやはりこういう問題も勘案していただいて、具体的な避難先というのを決定していくと。

西の方のある市の議員さんなんかと話したときに、こういう問題出たそうですよ。何、何千人うちの所に来る。何千人も来たらどうするんだ。どこへ置くんだということになって大騒ぎになったそうですよ。3,000人も4,000人も来たときに、そんな施設ないぞと。じゃあ、今からどうやってつくるんだと。体育館だってそんなに入れないし、食糧とかいろいろのことを考えたら、にっちもさっちもいかないというふうなことを言っていました。そういう点を考慮していただいて、この避難計画の問題というのはやっていかないと実質的なものにならないんじゃないかと。ちょっと時間があれて……。広域避難計画の問題ですね。そういうふうに慎重にしていかないと、これからも問題が起きてくるんじゃないかと思しますので、それと、市の方の防災会議なり何なりを早急にさせていただいて、それをやらないと市民の中にどういうふうにしていくかという問題が起きませんので、やっていただきたいというふうに思います。

まだいろいろありますけれども、エコフロンティアの問題についてお聞きしたいと思います。今の問題終わりました。

この問題も何回も取り上げておりますけれども、私はなぜこの問題を取り上げるかということでは、あのエコフロンティアというのは放射性物質に汚染された物を入れないという約束なんです。そしてまた、どういうものを入れていいかといういろいろな処分場としての立地の基準がそこにもそういうことが書かれているんですね。初めから放射性物質に汚染されたものは一切入れる計画がなくてつくられた処分場だということなんです。そこに簡単に言うと、ここに書きましたように、1,000億ベクレル近い既にそういうふうなものが入って、最終処分場にされることは問題じゃないか。今中間処理施設だつてつくるの大変で、大騒ぎしているでしょ。今や福島には2,000万トン以上の汚染土壌があるといわれますけれども、それもなかなかできてこない。まして最終処分場はどこもつくられてないような段階で、なし崩し的に環境省が8,000ベクレル云々だからいいと言ったということで、実際に行って聞いても、どこに埋めてあるかわからないんですよ。別に隔離してあるわけでもないし、ただ、ああ、向こうの方の隅の方だぐらいしかわからない。実際に、8,000ベクレルというのは、私は前々から言っている1キログラムに含まれている放射性物質のことです。これが何万トンも来れば1,000億、総量的にはなってしまうだろうというふうに私たちは見ているわけですが、そういうのが最終処分場としてあそこにあるということについて市民にどういうふうにして説明したらいいかということですよ。その辺のことについて、担当部長なり、市長なり、どう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 12番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

最終処分場の現状における市の見解についてのご質問でございますけれども、原発事故後に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、いわゆる特措法が平成23年8月30日に制定され、この法律に定めのある地方公共団体が講ずべき措置として、事故に由来する廃棄物による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するという目的を達成するため、放射性セシウム1キログラム当たり8,000ベクレルの基準が定められました。そのため、放射性セシウム1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、一般の処理方法、分別、焼却、埋立処分により、安全に処理することが認められております。

これらの内容を踏まえ、エコフロンティアかさまでは、平成24年度から放射性セシウム濃度1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物を受け入れており、環境省のガイドラインに従って埋立処分をしております。

なお、鈴木（貞）議員が言っておられる1,000億ベクレルという数値の考え方ですけれども、これはこれまでの定例会でもお答えしてきましたけれども、搬入された廃棄物に含まれている放射性物質を足し上げたもの、あるいは掛け合わせたものかと思われませんが、放射性物質の人への危険性を判断する基準は空間線量であることから、エコフロンティアかさまでは、埋立地を含む敷地内29カ所で週1回定期的に測定をしております。空間線量基準は国で健康影響を考慮し、0.23マイクロシーベルト以下と定めておりますけれども、直近の平成26年9月2日現在の測定値では、0.04から0.09マイクロシーベルトでありまして、いずれの数値も基準値を大きく下回っており、本市といたしましても安全であることを確認いたしております。以上でございます。

○議長（小園江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） 一応数値的には安心だということは前々から聞いているんですよ。しかし、現実的にはあそこに何十万トンもの放射性物質を含んだ物が永久に存在するというのが問題なんだ。しかも受け入れ基準で、これ、市だって十分知っていますよね。県に事業団が申請書を出したときにそういうことをちゃんと書いている。放射物質及びこれによって汚染されたものは受け入れないと、こういうことをいって笠間の市民には納得させてあそこの処分場できたんですよ。

じゃあ、今度県が方針を変えたからそのまま何でも入れられるだということになったら、初めのこういう約束というのはどういうことになるんです。私は、これはペテンにかけたとか言いようがないと思うんですよ。こういうふうなものを受け入れるから、こういうものを受け入れたのを処理する施設だというふうにこの後2ページぐらい後にある。それはきょう持ってきません、あるんです。申請書あるでしょうから見てください。そういうこととの整合性というのは、私は考えなきゃいけない。こういうことを言っつけてお

きながら、だったら初めからこんなことをやっておく必要はなかったんです。

これを書いたのは東海第一原発がちょうど廃炉になった時期でね、あれが持ってこられるんじゃないかという市民の物すごい疑念の声があったんです。私はそれを受けてこの文言を入れたと思うんですね。そういうことをやったからには、そういうことを守ることが私は必要だと思う。たしか、今言われました。

だけど、私は驚いているんですけども、これ、8月28日の新聞の記事ですけどね、つくばのちにウランが出たというのが、これ、皆さん読んだと思うんですよ。東京電力福島第一原発事故直後に、約170キロ離れたつくば市で採集した待機中のちりから核燃料や原子炉、圧力容器の材料のウランや鉄などが検出されたと。10種類検出されたというんですよ。そうすると、セシウムだ、ヨウ素だといわれますけれども、170キロ離れた所でそういうふうなのが、取っておいたこういうシャーレか何かにあった、そういうのを分析したらこういうの出てきたということを経理科大と気象庁の研究所が発表したんですね。

私たちが知らないうちに、大気中にそういうものが大量にあるということも考えると、ただセシウムが云々という問題じゃなくて、原発がいかに大変なものを引き起こしている。ましてやこういうふうなことを触れておいて、市民を納得させてエコフロンティアかさまという最終処分場をつくりながら、それについての細かい説明はせずにあそこに大量に埋めておくと。これ、ずっとあるんですよ。数千万年もかかるという学者もいるくらいですからね、完全に無害化するには。その間にどういうふうにあれらの物質が水の中に溶けて出てくる。

そこで私は聞きたいんですけども、あそこ、浸水処理施設があるんですよ。それで友部に行きますね。両方とも放射性物質を除去する装置ないんですよ。もし、仮に放射性物質が入ったとき、どこで除去するんです。それで涸沼に流しちゃうんですよ。そういうことも考えないと、ただあそこにあって、空中線量が大したことないから安心だというわけにはね、長い将来にわたって起こる問題として、私はそれはね、問題になると思う。将来的に。どうですか、その辺。やはりやるならやるで、ちゃんとした施設にして、そういうふうなところまで徹底して防護すると。測って、そういうようなものが外部に漏れないということをやることが私は必要だと思うんですよ。その辺、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 汚染水の処理につきましてご質問でございます。

浸水処理施設において、適正に処理をしまして、公共下水道に放流しているのが現状でございます。

なお、放射性物質につきましても、月1回定期的に放射性セシウム濃度を測定しており、直近の平成26年8月7日の測定結果では、浸水、放流水ともに不検出ということでございます。これらの測定結果につきましては、エコフロンティアかさまのホームページでも公

表しておりますし、広報かさまにおきましてもエコフロンティアかさま監視委員会の活動報告として毎月掲載しております。

それから、埋立処分の関係ですけれども、特措法の特定一般廃棄物、それから特定産業廃棄物関係ガイドラインを準拠しまして、適正に埋め立てを行われております。

また、エコフロンティアかさまでは、月1回定期的に放射性セシウム濃度を測定し、直近の平成26年8月27日現在の数値で、飛灰については1キログラム当たり630ベクレル、スラグについては1キログラム当たり9ベクレルということで、本当に低い数値だということで、本市においても適正に処理がされているということを確認しております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） この問題は事業団が言っている、そっくり同じことを聞きました。いつも聞いて大体わかりますよ、言っていることは。同じ説明をしているんだから。

その環境省のあれっていうのはこれでしょ。特措法に基づいて、このとおりに本当にやっているかどうかですよ。ここに書かれている、こういうふうな放射性物質はこういうふうにとやるとか、やってないでしょ、こういうふうに。これは平成23年12月に第1版が出て、第2版まで出ていますけれども、この中で8,000ベクレルの問題というのが出ているんですね。ですからこの問題というのは、ただ単に測ったらそれで大丈夫だという問題じゃなくて、永久にあそこを最終処分場にしていいのかどうかと、それ、市民にちゃんと知らせると。それで了解を得るということを私は必要だと思うんですよ。そのことだけ強調しておきます。

それと、済みませんけれども、今出てくる浸水から低いからいいんだということを言っていますけど、高くなった場合、放射性物質が明らかに入っているとわかったような場合に処理する施設じゃないでしょ。そのことだけはちゃんとあれしておいた方がいいと思いますよ。この問題はいろいろ聞いていると腹が立ってくるから、もう結構です。後またいろいろと疑問点については、いろいろと要望を出すなり、お尋ねするなりいたしますから。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 埋め立ての部分でいろいろご意見いただきましたけれども、国の埋め立てのガイドラインがありまして、特定一般廃棄物、あるいは特定産業廃棄物については、土の上に廃棄物を処理してシートをかぶせ、その上に再度覆土をして管理していくように、降雨による雨水の浸入を防止するというようなことで、どこに埋まっているかわからないというようなご質問があったと思うんですけれども、先日私もエコフロンティアの現地に行きまして、どこに埋まっているかを案内していただきました。確かに遠くから見るとどこに埋まっているかわからないと思うんですけれども、場所をちゃんと特定しまして、そこに決められた手順で処理しております。

また、その処理につきましては、毎月報告書を国の方に提出されておきまして、写真も



つけてちゃんと管理されているということを確認しております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○12番（鈴木貞夫君） その点について一言申し上げておきます。私たち、あそこを見せてくれないんですよ。中を。幾ら見せろと言っても。あの辺に埋まっているよと言うだけでね、実際に見せてくれない。市民に。それが問題なんだよ。それは市の職員だからということで見せたかもしれません。これからその問題は、いろいろと、さらに問題は深くなっていくと思う。まだいろいろありますけれども、結構です。どうも。

最後の問題の時間がなくなりました。この間の全員協議会の席上で、学校統合問題についての中間報告がなされました。最終報告は追ってまた出てくるというふうに私は感じますけれども、これを読んで、時間もありませんから簡単に行いますけれども、随分苦労したんじゃないかなというふうに感じました。

問題は義務教育なんですね。それは生徒や父兄の都合じゃなくて、いけば少子化になったから学校を統合するという行政側の、極論すれば、都合で学校を統合していくと。そういうことで先ほど畑岡君の話の中に自転車通学の話もありましたけれども、今度、一つはバスのあれですね。それでこういう4,000円とか3,000円とかというのは年間何万円にもなるような高額な負担というのをするのが果たして義務教育としてなじむのかどうか。それがどのくらいかかるのか、そういうことを勘案して子どもたちが安心して学ぶ上には、私は無料化というのは無理にしても、できる限り低い範囲でやるということが必要じゃないかと。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 統合によるスクールバスの利用者負担の話ですけれども、まづもって、スクールバス、統合で遠距離通学になる方に用意するスクールバスは無料です。通告の中で、まるで有料であるかのような質問でございますけれども、スクールバスというのは基本的に無料で市の方で用意しているものでございます。

なぜ利用者負担取るようになったかと言いますと、遠距離通学にならない方、それについては徒歩か自転車の基本なんですけれども、国道50号から北で通学の安全を考えて、通学路がバスの路線にあれば、バスを利用したい、これは負担金を払っても利用したいということで、これまでの長い説明会で同意を得られたものであり、まるでスクールバスが有料であるかのような誤解を与えるような質問はしないでいただきたいと思います。以上です。

○12番（鈴木貞夫君） あれね、この間8号のあれも出ていましたけど、あれ見るとみんな思いますよ。なんだ、こんなに高いのかと。何件か聞かれておりますので、もしそういうふうなことであるなら、そういう誤解がないようにちゃんとしてもらいたい。誤解とか何とか、実際的には負担する人も出てくるんだから。それとですね……。

○議長（小藺江一三君） 時間がまいりました。途中ですが、以上で鈴木貞夫君の一般質

問を終わります。宣言しています。

休憩をいたします。3時10分まで休憩いたします。

午後3時00分休憩

---

午後3時09分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番町田征久君の発言を許可いたします。

○18番（町田征久君） 18番議員町田です。先に通告しました、1、笠間市役所内に喫煙室をつくる、2、笠間市民球場について、3、ターゲットバードゴルフ場について、4、税の滞納対策について、4点を質問いたします。

まず最初に、笠間市のたばこ税は5億9,485万4,871円喫煙者からいただいています。市役所の中に喫煙室をつくってはどうか、伺います。なぜなら、私が佐世保市役所に行って驚きました。玄関を入れていって右側に円筒窓の喫煙室ができていたんです。これは驚きましたよ。そこでたばこを吸うということ、議会の3階では喫煙室はとっぱらったもんね。実際に職員がたばこを吸っている場所はそこの左側の隅にあります。今度はあそこはなくなるそうですが、職員の喫煙室をどこへ設けるのかもお尋ねします。まず、市役所の中に喫煙室をつくってはどうかということです。答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 18番町田議員の質問にお答えいたします。

喫煙室をつくってはどうかという質問でございますけれども、笠間市の受動喫煙防止対策について説明させていただきますと、昨年12月の議会全員協議会において、市公共施設における全面禁煙の段階的な実施方針について説明し、了承いただいたところでございます。

現在、その方針に基づき対策を進めているところでございます。このため、市役所、本所につきましては、平成27年4月から敷地内全面禁煙施設となるため、喫煙室の設置については考えておりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 私もそれはそうだと思うんですよ。いいですか。だが、たばこを吸う人の気持ち、やめるにやめられないから吸っているんですよ。やめることができればとっくにやめています。ここでたばこをやめない人はずっと続けて吸う人だけです。

私も以前は3箱吸っていました。やめました。だからなぜというか、例えばここから電車に乗って、上野の構内、それからずっと乗っていく間に、トイレを探すよりたばこを吸う所を探すのが大変なんです。そういうような状態です。だから先ほども言ったとおり、実際に市役所の中にお客さまの喫煙室があるんですからびっくりしました。それは全員協議会で決めたかどうか知らないんですが、そういう所があるということ。5億9,400万もた

ばこ税、本当にこれ、滞納もなくぴったり入っているわけです。懐に。即答はいいから、前向きに検討をお願いします。

それからまた、市職員の喫煙者数について、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 喫煙室については、先ほど申し上げましたとおり、設置については考えておりません。

市職員の喫煙者数でございますけれども、市役所本所におきましては現段階で約80名ほどでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田さん。

○18番（町田征久君） それでは、喫煙室の件については、全国の市役所に何軒くらい喫煙室を設けている市役所があるか、後で調べておいてください。

次、2問目、笠間市民球場について、球場の改善について、これは恐らく教育次長、また前回と同じ質問は出ねえと思っているからね、恐らく。1回議員が質問して、再度質問するということは異例です。異例はなぜ異例になったか、教えてください。

この前の市民球場で新人戦があって、私もあそこは年中行っているんですよ。町田さんよ、質問するなら、あんたちよっと甘いぞって。質問が甘いって怒られたんですよ。なぜだかわかりますか。ずっと電光掲示板、あそこは地下にちゃんとできるようにできているんですよ、電線が。あそこで人がやるということは非常に危険を伴うと。できないという市の答弁はおかしいと。国体が会場になった市町村はほとんどこれを機会に直しているといいですか。

それは終わりにして、町田さん、バックネットの裏に柱が4本立っているけど、何だかわかるかと言うんだ。教育次長、何だかわかるかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） ご質問の柱が4本ということは、私は承知してございません。わかりません。

○18番（町田征久君） わからないの。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） あれ、何のために支柱が4本立っているかわからないの。

質問をかえます。スポーツ振興課の役割とはどういうものかお答えください。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 課の名前そのもので申しわけないんですが、笠間市民に対するスポーツの振興を図ることだと思っております。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） いいですか、スポーツ振興というのは、スポーツ振興を図るための施設を管理するというような任務があるわけです。私もずっと合併してもう8年目に

なります。いろいろなスポーツの行事に参加しております。スポーツ振興課の職員が顔を出したのは1回も見ることがない。指定管理者に押っつけちゃっているから必要ないんだ。どういふスポーツ施設が不足しているかも何も、全然考えないという。

いいですか、後ろの4本の支柱、20年前に立てたんですよ。そうしたら、あんたね、この市役所には古い職員もいるんだから、そこへ立って答弁する前に、まず古い職員に聞いてくださいよ。あれはバックネットですよ。バックネットと屋根。屋根をつくる予定だったのがそのままずっと20年間も放ったらかし。いいですか。今度はわかったでしょ。答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 市民球場が建築されたのは平成5年で、21年前だというのは承知しております。そういった設備があることは承知しておりませんでしたけれども、今後調べて、これからの改修とかに参考となれば、参考としたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 教育次長よ、調べるも何もないよ。おれが行って聞いてきたんだから。バックネットの屋根をつくるやつだと言うんだ。だからあんた、いつも私の言うことに完全に反目しているんですよ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 21年前の設計ですので、それが今直ちにそういったものに利用できるかという部分なんかも調べなくちゃいけませんので、ここで柱が4本あるからどうのこうのという答弁は差し控えます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） なぜあんた、やるっていうことを言えないんですか。言ったっていいんですよ。市長の前で言えば。それだけの責任を持って次長になっているんだから。やりますって言ったらいいいですよ。

それから、もう一つ、グラウンド両サイドに観覧席をつくってくださいという要望もあります。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 過日、野球連盟の方と話し合い、野球連盟、笠間市の方とお話をいたしまして、市民球場につきましては、今言われた屋根の設置、前回言われた電光掲示板、もう一つが観覧席の増設という要望を持っているというお話を聞きました。その中で、市としては全部一気の改修整備は難しいよというお話をいたしまして、そうであるならば、連盟の方はどちらが一番、優先順位なんですけれども、観客席の増設を優先順位としてはそれが高いかなというお返事をいただいておりますので、今後スポーツ振興課の方で観客席の増設の部分について調査を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） これは関係者からの要望なんですよね。私、自分で考えてここで質問しているわけじゃないんですよ。町田さんよ、1億円かかるなら、国体までに4年からあるんだから、毎年基金で積み立てたらいかっぺって。そうしたらできべって。この国体という機会 みんなやっているわけです。ターゲットバードゴルフ場はつくばみらい市が会場だそうです。これ、どうですか、バックネットの裏の天井と支柱、あんだ、何だかわかんねえって言ったけどよ、調べることじゃんだや。ありとあらゆる施設を。また、11月に質問しますから、それまでにお願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 市民球場の国体の会場としての対応ですけれども、その整備については先ほど来出ていますけれども、三つの提案がありますけれども、取りあえず、観客席の増設については検討して、調査して、金額によってどうという部分がありますけれども、それ以外の二つの点については、改修はしないで現状のまま国体は対応したいと考えています。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 私、基金と言ったけど、そんな基金は積み立てできませんというんだら、はっきり断ってくれよ。そうすれば、おれはそういう質問をした人に、おれがさどこ来た人に市ではできねえって言っているから、だめだと言うからよ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど申し上げた答弁のとおりなんですけれども、電光掲示板、屋根については対応予定ございませんので、基金も積み立てる予定はございません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田さん。

○18番（町田征久君） 大分開き直っているから、これはよします。

それでは、3番目のターゲットバードゴルフ場、前回質問しましたが、実態は見てきましたか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） ターゲットバードゴルフ場でございますけれども、石岡にございます八郷総合運動公園、また小美玉の四季の里、茨城町の運動公園の3カ所については視察してまいりました。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 八郷は見てきてもらった。八郷。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 八郷の総合運動公園にあるターゲットバードゴルフ場です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 大体、このターゲットバードゴルフ場というものは運動公園に

できているんです。9ホールでは大会が開けないんだそうですね。教育次長。18ホールないといけないんだそうです。大会が。ところが笠間市には18ホールあるターゲットバードゴルフ場はありません。私も見てきたよ。八郷。9時ごろ行ったんですが、大体100人の人が集まっていましたね。それから石岡には2カ所あるんですね、2カ所。それから小美玉。小美玉もやっぱりできています。茨城町は日陰の崖下ですが、あれは昔つくったから、30年も前につくったコースだから仕方ない。大子も見て、金砂郷も。それから潮来にも行って見てきました。潮来は本当に立派なターゲットバードゴルフ場です。

それ以外に適当にできる所があると思うんですが、次長、ちょっと考えてみてください。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 総合公園への増設ということではよろしいのでしょうか。それについては前回の答弁でも申し上げたけれども、面積的に、正規ですと7,000平米、正規でなくても5,000平米の面積が必要ということになっていますので、現在の総合運動公園とBGもそうですけれども、それだけの面積を確保することができませんので、増設は無理だと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 私はね、昔、30年、40年前には野球もソフトも40チームも、前回も言ったが、あったんです。今はソフトの大会も5チームかそこらしかないんですよ。だから前回友部のグラウンドも何カ所ありますが、毎日、グラウンドゴルフ、近所の人たちがやっていますね。北山公園のグラウンドはトイレもきれいにできて、1カ所ぐらいあそこにグラウンドバードゴルフ場をきれいにつくったらいいんじゃないですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） グラウンドをターゲットバードの専用ゴルフコースとなりますと、専用コースとして整備してしまうと、どうしても使用用途が限られてしまいます。ですからターゲットバードの専用コースをつくるという、北川根、北山ということで考えておりますので、専用コースの整備については考えてございません。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 考えてないんですね。考えてあるの、ないの、どっち。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 考えておりません。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 教育次長はさっき何でスポーツ振興課は何の役割を持つんだということ言ったでしょうよ。あれだけのグラウンドを何らかの形で一つぐらいは専用のバードゴルフ場をつくったらいいでしょうって言うんですから、あんたの頭一つで幾らでもできるんじゃないですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 施設整備もそうなんですけれども、市として全体的なこれまでの歴史みたいな流れもございますし、そういった意味も含めて、スポーツ振興も含めてなんですけれども、行政はそうなんですけれども、それで進めるべきだと考えております。

2カ所、B Gと笠間にあるわけですね。それらのコースをご利用いただいて、制限されるかもしれませんが、場所的には専用コースの設置は無理ということなので、ご理解いただいて、その二つのコースを利用していただければと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 私は口を酸っぱく言っているでしょうよ。ターゲットバードゴルフ場は18ホールないとできないんです。それで岩間の方が私も一緒にバードゴルフに行ったら、八郷行っても、小美玉行っても、みんな友達なんです。行ってやっているわけですよ。一つだけ、教育次長、探して、見て来てすぐできる。遠いんですが、環境センターのグラウンド、芝つきもいい。こっちには9ホールのパターゴルフ場が真っ青に手入れされてあるんです。そこまで行って見なかったんですか。ありとあらゆる所を見てくるのがあなたの執行部の務めでしょうよ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 大変申しわけありませんけれども、私どももすべての市内のそういった場所を把握しているわけではございませんので、まして環境センターでございますと、所轄というか、管理が違うと言えどもそれまでなんですけれども、環境センターの方には行って見てきておりません。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） とにかく執行部は何でも構わないから一般質問を1時間切り抜ければいいと。またあした来ると新しい。松田課長、そう思いませんか。どうですか。今度矛先はこっちだ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 決して1時間を過ごせばいいということで答弁しているわけではございません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） いいですか、執行部、あなた、もっと自信を持ちなさいよ、自信を。答弁に。いつも、これで2回目だけれども、どうしても引っ込んじゃうんですね。引っ込むんだよ。前向きな答弁をお願いしているわけですから、私は。なぜといたら、私はここで質問するだけではないんですよ。後ろにいっぱい支持者がいるんですよ。私の支持者じゃないよ。何でやってくんねえんだ。ほかには全部18ホールのターゲットバードゴルフ場ができていのに、笠間市では何でないんだと。私が結局執行部のかわりを受けているわけです。おしかりを受けるわけですから、だからここで強い質問ができるんです。ひとつ、考え。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） ターゲットバードゴルフ場の整備については、これまでも6月、今回と答弁したとおりで、整備の予定はございません。

ターゲットバードのゴルフ場なんですけれども、県内の状況は一応調べました。44市町村中、コースがあるのが13市町村なんです。先ほど言われた18ホールを整備しているのが五、六市町村ということになりますけれども、そういったことで、ほかに整備されてないからどうのこうのと言うつもりはありませんけれども、やはり笠間市としては、現実に敷地の問題とか考え合わせると、今ある2コースでお願いしたいと考えます。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 最後に、質問は、これは正直に答えてください。これ、八郷と石岡、茨城町、何月何日に見てきました。

○議長（小藺江一三君） スポーツ振興課長松田輝雄君。

○スポーツ振興課長（松田輝雄君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

まず、8月上旬でございますが、八郷の施設を見学してまいりました。その後、茨城町の施設、そして通告を受けてからになりますけれども、小美玉の施設を見学してまいりました。

○18番（町田征久君） 8月の。

○スポーツ振興課長（松田輝雄君） 8月の中旬だったと思います。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 8月の中旬というのと、この一般質問の通告が出てからですか。出る前。

○議長（小藺江一三君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松田輝雄君） ご質問の通告をいただく前に視察をしてまいりました。

○18番（町田征久君） わかりました。この質問は終わります。なんぼやっても同じだから。

○議長（小藺江一三君） 町田君どうぞ。いいですよ。発言をしてください。

○18番（町田征久君） それでは、4番目の税の滞納対策について。今は職員が直接滞納整理には歩いているんですか、歩いてないんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 職員が直接歩いているかということでございますけれども、それは訪問徴収を行っているかどうかという話であれば、笠間市では、平成21年からお願い型の集金主体という滞納整理、そちらの方から財産調査、差し押さえを中心とした滞納整理の方針に転換しておりますので、よほど体の不自由で納めに来られないとか、そういう方を除きましては、訪問して徴収するという形では行っておりません。



○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） きのうのテレビでやっていましたが、市の職員が滞納整理に行き差し押さえをするテレビがありました。市民税が4,697万、これは不納欠損金ですね。5年たつと自動的に欠損、収入未済金が3億9,152万4,697円、こんなに市民税が払えない人がいるのか、それとも払わないのか、どうなのか。区別がつかない。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 税の滞納につきましては、ただいま申し上げましたように、現在は財産調査から入りまして、それから差し押さえという形に移っております。払えない方につきましてはこちらから調査するという形で、払える人、払えない人おりますけれども、それはどちらもおると思います。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 私は滞納整理をやった経験があるんですよ。年間に1,500万も徴収した。例えば誰々さんのうちに行きます。「町田さんよ」「何だい」「払わなければどうするんだ」「またあした来るだけだっぺ」「だら、払うべや」ってタンスから出すわけです。あって払わないのと、なくて払わないのと、もう一つは市役所に不満を持っている人が滞納するというんです。隣の下水はきれいになって、おらの方の下水はなってねえ。意地やけるから払わねえ。これ、3とおりで、3とおりで。だから実際に職員が滞納整理に行けば、市役所に対する不満も何も全部わかってくるわけです。

市民税も結局退職して前年度の収入で税金がかかってくるわけだから、失業すると払えないという人もありますよ。どうなんですか、そこらの比率は。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 市民税につきましては、今お話がありましたように、税法で前年度の収入、所得ですね、それで課税をするという形に決められております。払える人、払えない人といいますか、その比率というのはこちらではわかりません。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） それでは次、固定資産税。固定資産税はどうしようもない固定資産税もあるんですよ。夜逃げしちゃったとか、空き家でそのまま行っちゃったというようなケースは何件ぐらいありますか、固定資産税で。

○議長（小藺江一三君） 税務課長岡野正則君。

○税務課長（岡野正則君） 件数については把握しておりません。ただ、例えば倒産等による大型建家につきましては、大変な競売事件が集結しておりまして、所有者が第三者に移って納税がされております。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） これはちょっと飛びますが、固定資産税、実勢価格とは、隣の宅地が実勢価格では3万円だと。これは3年に1回ぐらい見直ししか何かするんじゃないか

たんですか。

○議長（小藺江一三君） 税務課長。

○税務課長（岡野正則君） 土地につきましては、3年に1回評価がえを実施しております。ですが、今現在は地価下落が続いていますので、毎年下落修正ということで地価の見直しをしております。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 実際、下落修正なんです。私も知っているんですよ。この前520万で買った土地が誰も買い手がいないっていうんだ。ゼロでも。そういう時代で、固定資産税だけは払っていかなくちゃならない。固定資産税は差し押さえでも何でもとにかくやればできるんでしょうが、隣の土地が安くて税金が高い。固定資産税が高い。これは随分中央病院の先の方の建物の人からも言われるんですよ、高いって。どうなんです。笠間市は固定資産税は高いんですか、普通なんですか、安いんですか。近隣市町村から見て。

○議長（小藺江一三君） 税務課長。

○税務課長（岡野正則君） 固定資産税につきましては、不動産鑑定価格に基づいて評価額を決めております。不動産鑑定士につきましては、県内の状況を他市町村との状況を調整しながらやっていますので、ほかと違いはないと思います。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 滞納整理に対する一般質問というのは大体議員はやらないんですよ。なぜかわかりますか。票が減るんですよ。税金を払わない人も1票を町田さんに入れるわけですから。あのやろう、とんでもないやろうだと言われても、何でもかんでも税が原資なんです。皆さんのいただいている賃金も我々の報酬も。払うと払わないでは、井戸掘りと木登りの差がある。片一方払って、片一方払わない。税金払わなくたって、いい車乗っている人がいるわけだから。

次に軽自動車税に移ります。軽自動車税、私、前に質問したことがあるんですが、不納欠損金393万6,082円、収入未済金2,567万3,841円、この中身をお知らせください。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） その中身といいますのは。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 中身と言えば大体わかるんですよ。私らみたいなど素人だっただけだから。軽自動車税には、まず軽乗用車に250cc以上が税金、50ccは原付自動車、それから農耕車もあるわけだから、だからなぜこの軽自動車税がこんなに滞納があるのか。いいですか、まず、50ccのバイク、この滞納というのは乗りっぱなしで、後はかっぽっちゃうんだ。だからこの50ccのバイクも所有者には前にも言ったことがあるんだ。廃車手続きをして歩きなさいと。喜ばれるわけだから、ないよないんだって。ところが、農耕車は車検がないから、これは全部払っていった方がいいよ。トラクターから何か

ら。後ろ、あれで走るには。軽自動車というのは車検があるんですよ。車検。証明書がないと車検が受けられないんですよ。私もちよくちよくその証明書をなくすんですが、自動車屋さんが市役所へ行ってもらってきて車検をやっている状態。軽乗用車には軽乗用車税となっているが、滞納って何ですか。車検が受けられないんですよ。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） ただいまの件でございますけれども、例えばナンバーをつけたまま放置したものとか、車両を廃棄したけれどもナンバーを返還していないとか、そういう車両が多数ございます。市としてもそういう所には訪問をいたしまして、きちんと手続きをするようにということで指導をしております。なかなかそれが手続きをしてくれないというのが実情でございます。25年度につきましては293件、そのような対象者がありましたので、訪問指導を実施いたしました。市としまして、例えば軽乗用車と言えば車検等の問題もありますけれども、名義を変更しないであるとか、廃車しても届けないだとか、ルールを守っていただけない、そのようなケースもございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） ご理解とか何とか言うけれども、それはこの不納欠損金を減らすためにも徹底して廃車手続きに回ってください。喜ばれるんだから、市民に。誰々さんよ、廃車手続きしなければ、いつまでたたって税金が来るんだよ。延滞利子も払うんだから。最後に、延滞利子が高いなんて言われたらどう答弁するんですか。電話で催促して、例えば延滞利子が高いべやって、そのときどうするんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 延滞の利息につきましては、地方自治法で定まっておりますので、これはどこの市町村に行っても同じだと思います。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） そう説明してやればいいだ。な、ペナルティーだから高いのは当たり前なんだと、こう答弁した人がいるんだな。年寄りだからわかんねえよ、ペナルティーなんて言たって。そのことについても注意しておいてください。

それから国民健康保険税。国保税不納欠損額1億6,094万3,143円、未収金も物すごくあります。国保税、今ここに資料があるんですが、75歳以上、年平均92万円も医療費を払っているんですね。私も75歳以上だから、92万も払っているんだっぺかと思って。間違いなくやっているんですよ。

笠間市で人工透析患者は何人いるかお伺いします。一月どのくらいかかるのか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 笠間市で人工透析の患者が何人いるかという質問でございますけれども、笠間市内の人工透析者は国民健康保険以外の方もいるということで、な

かなか把握が難しいということがございます。このため、身体障害者の腎障害1級の方で見ますと、平成26年3月末現在で210名となっております。ほぼ人工透析を行っていると思われれます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 国保税。保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 人工透析の費用でございますけれども、人工透析につきましては、年間で約300万から600万の間でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） 最後になりますが、高額療養者と、幾らぐらいが高額療養者と言うんだかなあ、療養費について伺います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 国保加入者で一月に医療費が高かった者、500万以上になった方は、平成25年度は9名おりました。また、1カ月で一番高額な医療費は約731万円でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○18番（町田征久君） とにかく高齢者が住んでいて、医学も進歩しているので、医療費がここにも書いてあるとおり、技術の高度化も影響している、医療費の単価に当たる1日当たりの医療費は1万5,213円、前年度3.1%の増、とにかく高齢者が住むと、どんどん医療費が上がっていくわけです。

国民健康保険の滞納整理は大変だと思うんですよ。会社を辞めて、会社の社会保険がなくなるわけですから、国民健康保険に入るわけですから。また、中小企業では折半のお金が大変だから職員に国民健康保険に入ってくださいというところもあるそうです。健康に関するものですから、親切丁寧に国民健康保険の徴収に当たってもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。4時10分に再開いたします。

午後3時58分休憩

---

午後4時09分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番橋本良一の発言を許可いたします。

○3番（橋本良一君） 3番橋本良一です。通告に従いまして一般質問をいたします。

一つ、本市における文化財の指定、保存、活用対策についてお伺いします。

二つ目として、民俗資料館の収集と展示について。

三つ目としまして、史跡、遺跡、文化財の案内板について。

平友部停車場線の交通安全について。

一つ、ふるさと納税制度について。

以上、質問いたします。

初めに、本市における文化財の指定、保存、活用対策についてお伺いします。

文化財保護条例が制定されてから8年が経過いたしました。文化財が有効・適切に保存され、活用されているかどうか、疑義なしとは言えません。

1番目の質問としまして、文化財保護条例によれば、市が文化財を指定することができますが、市自体としてしたものは何件あるのか、種別ごとにご報告願います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。

市が指定した文化財は何件あるのかというご質問でございますけれども、建造物や絵画、彫刻などの有形文化財が79件、有形や無形の民俗文化財が4件、史跡や天然記念物などの記念物は35件、合計で118件でございます。

○議長（小藺江一三君） 橋本良一君。

○3番（橋本良一君） 2番目の質問に移ります。文化財の所有者に対してどのような助成をし、それがどのような成果を上げているか、その実態についてお知らせお願いいたします。現状において不十分な点があるとすれば、今後どのような対策を考えられるのか、あわせてお答えをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 文化財の助成ということでございますけれども、まず、文化財への助成につきましては、笠間市文化財保存事業補助金交付要綱に基づきまして、文化財の管理、修理、復旧等を目標に助成を行っております。

補助率につきましては、補助対象経費の2分の1以内の額であり、平成25年度の実績で3件で56万5,000円補助してございます。

また、先の大震災で被災した指定文化財につきましては、笠間市指定文化財災害復旧支援補助金交付要綱を制定して、これまでの文化財保存事業補助金よりも手厚く修復費用を補助しております。これまでに14件修復を行いまして、補助対象経費3,937万2,000円に対しまして、市補助金は389万5,000円、所有者の自己負担は295万9,000円でございます。

以上の補助制度によりまして、所有者が文化財の維持管理、修復を行うに当たっての費用負担の軽減に寄与しており、今後ともこれらの制度について、よりわかりやすく周知、運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 橋本良一君。

○3番（橋本良一君） 修理、復旧に助成し、費用負担の軽減に大きく寄与しているということですが、所有者の費用軽減には十分とは言えないと思います。建物、彫刻、史跡、天然記念物、古文書、考古学資料、歴史資料、重要無形民俗等の指定文化財は良好な状態で日々管理して初めて保存されていくものと考えております。

特に、史跡、天然記念物は、管理面積が広く、多くの人によって良好な状態が保たれております。日々管理するに当たり、所有者に対して一部助成できないものかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 文化財の管理、修理に要する費用の補助につきましては、先ほど申しあげました条例に基づき補助しておりますけれども、管理に要する費用につきましても、やはり笠間市文化財保存事業補助金交付要綱にございます管理の費用も補助することができますので、所有者または管理者と相談して負担軽減を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本良一君。

○3番（橋本良一君） 維持管理にも補助ができるということですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 交付要綱の中でそのようになってございます。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） そうすると、維持管理にも交付できるということは、書類等についてはかなり難しいのか、また、これが今お答えがありましたように、補助制度があるんだということを文化財の所有者に対して周知していくというようなことが言われましたけれども、所有者に対してどこら辺まで周知されているのかお聞きいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 周知ということでございますけれども、現在、個別の広報等は行ってございませんけれども、現実には、例えば文化財に問題が発生して修理の必要があった云々というときは市で指定してございますので、それらの管理者、所有者から相談を受けるという形で、そのときにこういう制度があるよということで周知はしてございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 安心しました。文化財の補助ということでいうと、修理復旧にだけにしか出されていないものですから、どういう内容なのかという心配がありました。でも、維持管理にも出していただけるということは心強いんじゃないかと、維持管理している人に対しては少しでも楽になるんじゃないかというようなことで、本当にいいことを聞きました。本当にありがとうございます。

3番目の質問に移ります。

見学者の駐車場、トイレ等はどのようになっているか。例としまして、吾国山カタクリの群生地、ブナ林などを鑑賞に訪れた場合の駐車場、トイレなどです。そのほかにも駐車場、トイレ等が必要と思われる場所の対策をお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 見学者の駐車場、トイレ等はどのようになっているかというご質問でございますけれども、文化財の多くにつきましては、寺社仏閣の所有でございます。そうした場所には駐車場、トイレは整備されているものと思われま

す。ただし、ご質問にございました、例に挙げられました吾国山のカタクリの群生地等天然記念物の文化財におきましては、駐車場やトイレ、整備されてない所もござい

ますけれども、整備につきましては、将来の利用者等の動向を踏まえて考えてまいりたいと思

っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。それでは、史跡や天然記念物の文化財に駐車場やトイレが必要と思われる所は何カ所あるか。また、整備されている所は何カ所あるかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 国指定、県指定、市指定の史跡や天然記念物、全部で39カ所でございますけれども、そのうちに駐車場があるもの、または最寄りにあると思われるものにつきましては、23カ所、トイレがあるものまたは最寄りにあるものと思われるものは15カ所でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。今から言うのは具体的なんですけれども、市指定天然記念物である吾国山ブナ林は3万5,950平米、その中にカタクリの群生地9,314平米あります。福原から岩間間のハイキングコースにもなっております。今まではトイレや駐車場は県の施設であります洗心館の好意により使用させていただいていたそうです。今現在は、民有地になってからは施設が解体され、ありません。見学者のため、また維持管理する以上、これはかなり山の上でもって、高いところですから、吾国山という神社もありますけれども、そこまで上がっていくのはかなりの時間がかかりまして、山の上の方の最後でありますので、トイレとか駐車場は早急の対策をお願いしますというようなことで出ておりますけれども、この件についてどうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） ご指摘のとおり、現在の洗心館は民間に売却され、利用できない状況となっております。ご不便をおかけしている面あるかと思いますけれども、駐車場やトイレの整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これからの利用者等の動向を踏まえて考えてまいりたいと思

います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 利用者の動向ということもあるんですけれども、ここで維持管理している人、カタクリの里なんですけれども、これは9,310平米、かなり広い所です。これ、何人もの手で管理していますね。あとはブナ林なども3万5,950平米、その一部も管理し

ているわけです。管理している以上、やっぱり上へ上がったならば、その近くで駐車場なりトイレが必要であるということですかね。だからこれは動向じゃなくて、またカタクリの里も、これは今クラインガルテンでいろいろ手をかけて、また地元の区長さんなども手を貸して、カタクリが咲いたときには場所を出したり、手を出したりしていろいろやったりしているんだそうです。また、クラインガルテンの方で遠くからの、こういういい所があるんだというようなことでもって宣伝していますので、見学者はかなり多くなっています。ですからこれは動向というのではなくて、早く対策を取ってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 現時点での場所とかスペースの問題がございまして、なかなかすぐに整備ができるというご返事は申し上げられません。これから先、地区の方は一生懸命管理していただいて、きれいな花が咲くわけなんですけれども、気持ち的にはもちろんトイレ、駐車場があった方がいいと思いますけれども、やはり現実的に設置場所ですね、一番は、あとはつくった後の維持管理面をいろいろ考えますと、早急にとということにはまいません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 地元からこれを言われたんですけれども、トイレ、駐車場、駐車場をつくったら、そこに若い衆が集まっていろいろ問題があるんじゃないとか、トイレの管理もいろいろ難しいんだというようなことがありましたけれども、これはもしつくっていただければなら、地元で管理しますよというようなことも言われておりますので、前向きにぜひ検討願いたいと思います。

次に、民俗資料館の収集と展示に移ります。

民俗資料館の収集と活用の問題、先人から伝承民俗資料は、市が買い上げたり、あるいは寄附されたものが展示されていると思いますが、収集された資料が効果的に公開されるスペースはまだまだ不十分であると考えます。これらの収集物公開について具体策があればお示し願いたいと思います。

また、せっかく収集されたものが整理されないまま倉庫に眠っているという話も聞きます。あるとすれば、早急に整理して展示すべきであると考えますので、これらの対策についてお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 展示物の公開対策が必要でないかというご質問でございますけれども、民俗資料につきましては、歴史民俗博物館で毎週火曜日、木曜日の午前零時30分から午後4時30分まで、土日につきましては、午前9時から午後4時30分まで展示をしております、平成25年度の入場者数につきましては1,460名ございました。

歴史民俗資料館につきましては、国の登録有形文化財に指定されました旧宍戸町役場を



利用しておりますけれども、展示スペースが少ないため、用途が同じものや大きな民俗資料などは展示することができない状況でございます。

今後につきましては、公共施設等の利活用の中でほかに展示場所がないかどうか検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 利用客ということなんですけれども、今年間1,460名というようなことをお聞きしました。これはちょっと少ないような気がしますし、私も行ってきたんですけども、展示物に対する整理がなされていないんじゃないかと。

また、小学生が民俗資料館へ訪れるのが多いということなんです。小学生を対象にした場合、歴史を知る上で大事だと思うんです。そして中に入りますと、照明、展示物の整理整頓、説明文に対してだれでもわかるように、かななど、配慮ができるのか、できなのか、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 展示物の管理の問題だと思いますけれども、議員さんから見て、多少整理整頓、あと、表示等が適切ではないんじゃないかというご質問でございますけれども、多少なりとも内容につきましては、私も現地を見てきましたけれども、不備な点はあるかと思えます。その点につきましては、担当課の方で今後適切な管理ができるようにしていきたいと思えます。

また、小学生等の話でございますけれども、見に来ていただくこともそうなんですけれども、もし教材で社会科等で使える部分がございますならば、貸し出しということもやっておりますので、そういった形で利用を拡大していきたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。2番目に、寄附展示を希望される人は何件ぐらいあるのかお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 寄附展示でございますけれども、平成25年度で申し上げますと、歴史資料、写真でございますが、1件、平成24年には筑波海軍航空隊関連資料が1件、民俗資料が1件、平成23年度におきましては筑波海軍航空隊の関係資料が1点、過去3年で以上のように受けてございます。

今後につきましても、寄附していただいた資料につきましては、展示を行いながら保存と活用はしてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。笠間の郷土、ふるさとを知るというには、民俗資料館が一番だと思います。現在の民俗資料館では設備も悪く、狭すぎます。場所の移転なんですけれども、もし、資料館を新しく建ててもっともっと笠間のいいところを知

らしめるということは大事だと思うんです。場所としては、笠間観光客の集まる佐白山山麓公園に新たな民俗資料館を建設することをお願いして、次の質問に移ります。

史跡、遺跡、文化財の案内板などに説明看板の設置が不足していると聞いております。対策をお願いします。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 史跡、遺跡、文化財の案内板や説明看板の設置が不足しているというご質問でございますけれども、指定文化財につきましては、順次指定文化財の解説や名称、指定年月日を記載した説明板や名称指定年月日を記載した標示柱の設置を順次進めてございます。

平成25年度につきましては、標示柱3カ所、24年度説明板1カ所、23年度には説明板2カ所を整備いたしてございます。現在、説明板等の未設置約70カ所ございますけれども、これからですけれども、所有者の意向、設置場所の状況等を考慮して、順次説明板もしくは標示柱の設置をしてみたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） まだ必要と思われる所が70カ所ぐらいあるということですね。それで今、平成23年度、24年度、25年で5カ所ですかね。5カ所だと70カ所やるのに何年かかってしまうのか。何のための説明板、そのうちわからなくなってしまうというか、すごく不親切だと思うんですね。これではせっかく歴史とか、こういうものがあっても、何のためなのかということになってしまうと思うんです。ですから、この説明板はあと何年ぐらいで全部終わるのか。今70カ所と言われますけれども、全部でいうともっとありますから、先に立てたやつはもう見えないかもしれません。それも確認した上で、それを更新するなり何かして、70カ所、説明板は何年でできるのかお伺いいたします。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 確かに、3年で5カ所といたしますと、残り70ですと何十年もかかってしまうという状況にございますけれども、これからですけれども、70カ所未設置の箇所については、整備計画的なものを作成して、できるだけ長期にならないような形で整備をしていきたいと考えてございます。正確に何年度までにとは申し上げられません。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 3年で5カ所ですからね、その答えをもらっても不安なところがありますね。70カ所もあるんですよ。何もなくて。先に立てた所も何カ所もあるわけですね。これ、全部立てると何カ所になりますか。お伺いします。

○議長（小園江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 全部とおっしゃいますと、細かい内訳でございませうか。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 今まで立ててきた、不足の分は70カ所というものですから、前に

立てたやつは更新の時期にあると思うので、そうしたら全部で何カ所立てているのか、箇所だけで結構です。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど申し上げましたとおり、全部で118件ございますので、説明板が48件設置されているという状況になります。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） これは国宝ですね、国指定の文化財の説明板とか案内板というのはどこが管理して設置しています。お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 生涯学習課長米川健一君。

○生涯学習課長（米川健一君） 国宝や県指定、市指定と3種類の指定物件があるわけですが、説明板の設置につきましては、順次市の方で整備をしております。先ほど、市の指定物件については、必要と思われる箇所が70カ所程度あるということをお知らせしましたが、国指定、県指定につきましては、既に説明板の設置が終了しておりますので、今後は順次市の指定物件につきまして整備を進めていく考えでおります。よろしくお祈りします。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。70カ所、元にもどってしまうのですが、余りにも少ない件数で、大体の予想で何年ぐらいでできるかというぐらいは、もしできるならお聞きしたいんですけども。30年待つのか、20年待つのか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 何年かかるかということでございますけれども、大変申しわけありませんけれども、現時点では具体的な区切りと申しますか、その辺まで申し上げられません。大変申しわけないです。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） がっかりさせないでください。また、これは管理している人から見れば、すごく悲しいことだと思うんです。せっかく自分で手をかけてやっていたやつが何なのかということになってしまうと思うんですね。もし、そこに自分たちが管理したものが、案内板なり、掲示板で示されるんだとしたら、張り合いも出ると申すんです。十分な管理費用はやっていません、自分らでもってボランティア的なことでやっていますので、それに対して喜びを与えるような最低限のことですので、これに対しては早急な対策を願ってもらおうことです。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 文化財等に優先順位をつけるわけにはなかなか所有者の思いもあるでしょうし、いかにいかとは申すけれども、順次整備していく中で、そういった情報なり何なりで優先順位的なものもつけてやっていければとは考えております。よろ

しくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。早急にできることを期待しまして、期待というか、お願いして、次の質問に移ります。

平友部停車場線の交差点交通安全について、お伺いします。

いこいの家はなさか交差点は開通当初から急勾配で取りつけが悪く、危険度が高い交差点とドライバーからいわれております。けさも私もここへ来るとき、橋の下から上がってきたんですけれども、交差点が余りにも変則でありまして、信号機で止められたらば、前へずっと出ちゃうんですね。平らな部分が少ないから。前の車はトラックでした。出ちゃうんですね。出ないと、車がサイド走るなんかして出にくいということで、出ています。そうすると反対側は赤信号ですから停まっていたらば、今度はインターの方から入ってきますね、はなさかの方に入ってきます。それが車が出ているために曲がりにくいと。そこでちょっと時間がかかってしまったんですけれども、出たときに、私はトラックの後ろについたんですけれども、かなりの車間距離をおいておいたんですけれども、やっぱりあそこで出ると、バックしてきます。そういうことで、かなり危険なことだと思います。

今度はこころの医療センターまで道路が拡張されますね。交通量もますます多くなることと予測されます。危険回避の交差点について、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） それでは、いこいの家はなさか交差点の危険回避のための交差改良についてのご質問にお答えいたします。

本路線は新市まちづくり計画における事業路線といたしまして、都市計画道路上町大沢線、宍戸小からJR大沢跨線橋までの延長900メートルを笠間市において整備しているところでございます。

工事につきましては、ご協力いただきました限られた事業用地の中で交通の安全の確保ができるよう、信号機の新設、または関係部署と協議し、交差点の整備をしてきたところでございます。

なお、県道平友部停車場線信号機停止線前の上り坂は冬季凍結時には危険ではないかのご意見等を受け、道路管理者であります茨城県と協議しまして、車線の注意喚起、スリップ対策として滑り止めの路面に吹付けを実施したところでございます。

県の計画に基づきまして、都市計画決定により上町大沢線及び平友部停車場線交差点計画を事業化したことから、当面、交差点の改良計画は現在のところは予定されてございません。

しかしながら、議員ご指摘の高低差のある交差点でございますので、はなさか出入り口市道など、運転者への注意喚起を促す標識の整備や路面標示を早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。今お話の中に用地内というようなお話がありましたけれども、用地が確保できれば改良されることはできるのでしょうか。お伺いします。

○議長（小園江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの用地が取得できれば、さらなる改良はあるのかとのご質問でございますけれども、JRの跨線橋などを勘案した場合に、県の計画によりまして決定された交差点でございますので、交差点の道路の拡幅改良事業などがなければ、現状でさらなる交差点の改修は現在のところ計画はございません。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） 何か問題の多い、なかなか難しい交差点と今聞き取りました。それと、いこいの家はなさか、あそこの取り付け道路、接続が大変危険です。入り口、もとの県道の取り付けも斜めでちょっと変則的な取り付けです。それに対して、道路路面を下げ、もっと取り付けをよく飛び出しのないような、下り坂が急なものですから、それを下げるし、交差点の取り付けのところは平らになるぐらいのことができるのか、できないのか、お伺いします。

○議長（小園江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ご質問の入口道路の切り下げをして勾配を緩くしてはというご質問でございますけれども、切り下げることによりまして、下り坂方面の見通しが懸念されると思います。そのようなことがありますので、はなさかの出入り口等につきましては、確実なる一時停止を励行していただけるように注意喚起をしてまいりたいと思います。

また、整備の内容でございますけれども、はなさかの出入り口につきましては、ハンプ式の整備を、ハンプというのはマウンドアップの整備をしたり、あとは停車位置、今橋本議員がおっしゃられたように、停止線より先に停まってある程度の感覚を置いたというお話がございましたけれども、停止位置の1台分空けた駐停車禁止の表示をして、今後は注意喚起に図ってまいりたいと思っております。

○議長（小園江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。いこいの家はなさかというくらいですから、そこで体を休めたり何かして、英気を養う所です。あそこには年寄りもいますので、せっかく来て、帰りがけに事故が起きたなんていうことになると思います。大変ですし、現在もちょこちょこ事故があるということをお伺いしております。これも早急に事故のないように、事故が回避できるようによろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、ふるさと納税制度についてお伺いします。

ふるさと納税制度の進捗状況と活用方法をお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 3番橋本議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の進捗状況と活用方法についてのご質問でございますが、市では自主財源確保を促進するため、本年7月1日、株式会社サイネックスと一括業務代行の協定を締結しまして、官民協働でふるさと寄附金制度、ふるさと納税制度を進めております。

この10月からは市の新たなホームページ開設や多くの方が見る全国市町村ふるさと寄附金特典を紹介するサイトへの掲載などのプロモーション戦略を実施するため、市内で栽培・製造・加工・販売されている商品を募集した結果、30社を超える事業所などから応募がありまして、最終的には目標の50品を超える特典商品をそろえての情報発信をし、地域の活性化にも寄与できるものと考えております。

寄附金の活用方法につきましては、寄附者が寄附の申し込みの時点で、まちづくり支援事業、それから子ども支援事業、芸術文化支援事業、そのほかいずれの事業でもよいと、この四つのうちから選択をいただき、指定された事業に寄附金を活用させていただいております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。私はこれ、前に説明会に来て、もう大体できているんじゃないかと思って、ホームページをいろいろ拾って出てこないんですよ。10月からオープンというようなことなもので、ぜひよろしく願いいたします。

これは本当に笠間市の農産物、産業の発信地になっていくんじゃないかなと思って、本当に期待しているところです。

それと、ふるさと納税給付金の選べるということですよ。これになぜふるさとが入っていないのか疑問に思うんですよ。笠間市は歴史だって、納税を多くいただけるというのは、やっぱりふるさと、自分の生まれた所に対して、私たちは力が入っているんだということがあれば、また違ってくるんじゃないかと思うんです。特典品ばかり目的ではないと思うんです。ほかの市町村のやつも見させてもらいました。笠間市のやつは余りにも幅が狭くて、何だこれはという、何だこれはって失礼ですけども、幅が狭いと。ほかのふるさと納税の利用価値というのはかなり広いふうになって、あ、これでふるさとをつくってくれるんだなというような内容です。ぜひこの活用法ですかね、これを検討願いまして、いい方向に向かうことをお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 活用方法で、先ほども申しましたように、まちづくり支援事業と子どもの支援事業、笠間の芸術文化都市ということで芸術文化支援事業というような三つの事業、そのほか、いずれでもいいですよというような選択肢はあるんですけども、笠間市に対する思いというものは、今現在始まったふるさと寄附金制度ではなくて、当初始まった中でも、あるいは笠間出身の方が笠間を応援したいという気持ちで寄附をさ

れている方も大勢いらっしゃいます。

ちなみに、今年度の現在までの、まだ新たな寄附金制度ではございませんけれども、26年度に入りまして、11件で192万5,000円強の寄附金をいただいております。そのうち、最高額は100万円を一括で寄附いただいた方もいらっしゃいますし、笠間市を思っただけの方、たくさんいらっしゃると思います。

今後につきまして、今回の一括業務の中身ですけれども、主に1万円という少額の寄附金をターゲットとして検討した結果、全国的に市町村の競争にもなってくると思うんですけれども、寄附者の方でもいろいろな特典があるということで、笠間市にもそれだけの寄附が集まるのと同時に、笠間市のいろいろな産物が全国にPRされるということで、これはもっともっと発展していくものなのかなと。ですからふるさとに対する思いと、それからもう1点は、ふるさと寄附金を有効活用していろいろなものを販売していくというような取り組みにしていけばよろしいのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 橋本君。

○3番（橋本良一君） ありがとうございます。本当に期待しておりますので、よろしくをお願いします。まずふるさと納税ということに対して税金が集まることと、農産物、産業、品物のPRになりますので、ぜひ期待しますのでよろしくお願いします。

これで一般質問を終わりにします。

---

## 閉会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は17日、明日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

午後4時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 横 倉 き ん

署 名 議 員 町 田 征 久